

**農業・農村の動向等に関する  
年 次 報 告**

平成 15 年 9 月

福 島 県

[Illegible text]

---

[Illegible text]

# 目 次

I	農業及び農村の動向の概要と平成14年度の特徴的な動き	
1	農業及び農村の動向の概要	1
2	平成14年度の特徴的な動き	2
II	農業及び農村の動向	
1	平成14年度の農業及び農村の動向	
(1)	県全体の動向	7
(2)	地方の動向	18
2	農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)	
(1)	県全体の進捗状況	25
(2)	地方計画の進捗状況	27
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	31
	参考資料	
	用語解説	53
	福島県農業・農村振興条例	58

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights how detailed records can help identify inefficiencies, prevent fraud, and ensure that resources are used effectively.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in modern record-keeping. It explores how digital systems and software solutions can streamline the process of data collection, storage, and retrieval. The author notes that while technology offers significant advantages, it also presents challenges such as data security, system integration, and the need for staff training. The document suggests that a balanced approach, combining traditional methods with modern technology, is often the most effective.

3. The third part of the document addresses the legal and ethical considerations surrounding record-keeping. It discusses the importance of ensuring that records are maintained in accordance with applicable laws and regulations. The text also touches on the ethical implications of data privacy and the potential for misuse of information. The author argues that organizations must have clear policies and procedures in place to protect sensitive data and maintain public trust.

4. The fourth part of the document provides practical advice for implementing a robust record-keeping system. It suggests that organizations should start by conducting a thorough audit of their current records to identify gaps and areas for improvement. The text recommends setting clear goals and objectives for the new system and involving key stakeholders in the planning process. Additionally, it emphasizes the importance of regular monitoring and evaluation to ensure the system remains effective over time.

5. The final part of the document concludes by reiterating the significance of record-keeping as a cornerstone of good governance. It encourages organizations to embrace a culture of transparency and accountability, where every action is documented and subject to review. The author believes that by prioritizing record-keeping, organizations can enhance their operational efficiency, reduce risk, and build a stronger reputation in the public eye.

---

6. In conclusion, the document underscores the critical role of record-keeping in the modern era. It is not merely a bureaucratic requirement but a fundamental tool for ensuring the integrity and effectiveness of any organization. By following the principles and practices outlined in this document, organizations can create a solid foundation for their record-keeping efforts, ultimately leading to better decision-making and improved service delivery.

7. The document also serves as a call to action for all those involved in the record-keeping process. It encourages a proactive and collaborative approach, where everyone is responsible for maintaining the accuracy and completeness of the records. The author believes that with the right mindset and resources, any organization can achieve a high level of record-keeping excellence.

8. Finally, the document acknowledges that the field of record-keeping is constantly evolving. As new technologies emerge and legal requirements change, organizations must remain vigilant and adaptable. The author suggests that ongoing education and professional development are essential for staying current in this field. By embracing change and innovation, organizations can continue to improve their record-keeping practices and meet the challenges of the future.

# **I 農業及び農村の動向の概要と 平成14年度の特徴的な動き**



# 1 農業及び農村の動向の概要

- 農業構造においては、農家数は年々減少しており（平成14年販売農家数：88,510戸）、うち、主業農家は減少傾向（平成14年：14,810戸）、副業的農家は増加傾向にあります。

また、65歳以上の農業就業者が半数以上を占め（平成14年：57.3%）、高齢化が進んでいます。

しかし、認定農業者は年々増加し、平成14年度末までに5,124人が認定されました。

さらに近年は、毎年120人程度が新規に就農しています。

- 農業生産においては、農作物作付面積（平成14年：134,000ha）、耕地利用率（平成14年：85.8%）ともに年々減少し、田に比べて畑の耕地利用率が低くなっています。

なお、作物ごとの生産動向においては、野菜、果樹などの作付面積が減少傾向にある中で、小麦、大豆、そばについては拡大しています。

また、畜産においては、畜産農家は減少していますが、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏については、1戸当たりの飼養頭羽数が増加しています。

- 農家経済においては、農作物作付面積の減少や農産物価格の下落などから、販売農家1戸あたりの農業所得は減少傾向にあり（平成14年：941千円）、他産業所得等を加えた農家総所得も年々減少しています（平成14年：7,523千円）。

しかし、65歳未満の農業専従者のいる主業農家では、平成14年の農業所得はやや上向いています（平成14年：4,297千円）。

- 農業産出額（農業粗生産額）においては、平成13年は2,727億円で、前年に比べれば、23億円増加しました。しかし、近年は、一部の品目において生産量が増えているものの、米、野菜、畜産など、主要な農作物の作付面積及び収穫量の減少や農作物価格全体が下落傾向にあり、農業産出額も2,700億円台にとどまっています。

## 2 平成14年度の特徴的な動き

### (1) 「食」の安全・安心の確保に向けた取組み

#### ア 農産物適正表示と農薬使用適正化の指導

BSE問題の発生以来、偽装表示、無登録農薬の使用や残留農薬基準違反など、食品に関する問題が相次いで発生し、食の安全に対する関心の高まりは大きなものになっています。

平成14年度は、県内においても、精米の不適正表示事件（JAS法違反）が2件発生したほか、一部の農産物において、残留農薬基準値を超える農薬が検出されるとともに、無登録農薬の使用が確認されました。

このような状況を踏まえ、県では、福島県食品安全推進会議を組織し、「福島県食品の安全確保に係る基本方針」及び「福島県食品安全確保対策プログラム」を策定し、全庁組織を挙げて食品の安全確保に取り組みました。

農林水産分野においては、県産農産物の信頼性を高めるため、食品衛生法、景品表示法などを所管する部門と密接な連携を図りながら、食品表示の適正指導に努めたほか、研修会の開催を通して、生産者や流通関係者等に適正表示の重要性を周知するとともに、「食品表示110番」を設置し、情報収集や消費者への積極的な情報提供に努めました。

また、農薬適正使用推進のための取組みとしては、農業者に対する使用農薬の記帳を指導するとともに、農業団体における防除マニュアルの作成や自主的な残留農薬の検査を支援しました。

#### ●平成14年度立入調査等実施結果の概要

県では、JAS法に基づき、生鮮食品（青果物、水産物、食肉）を中心に、県内の食品販売店等に対し、名称や原産地表示の実施状況等について立入調査を実施するとともに、悪質な虚偽表示等の疑いのある案件に対しては、JAS法に基づく立入検査を実施し、食品表示の適正化を指導した。

立 入 調 査					立入検査
生鮮食品表示調査	加工食品表示調査	110番による調査	その他	合計	
169	10	18	5	202	8



## イ 「特別栽培農産物認証制度」の推進

農産物の安全性に対する消費者の信頼を確保するため、従来の栽培方法に比べ農薬や化学肥料の使用量を削減することを目的として、県独自の「特別栽培農産物認証制度」を平成13年12月に創設し、基準を満たした農産物に認証票を表示することにより、県産農産物に対する消費者のイメージアップと信頼性の向上を推進しました。

平成14年度は、延べ712人の生産者の農産物が認証され、合計3,478 tの認証農産物が出荷されました。

今後とも、制度の普及推進のためPR活動を継続することにより、「特別栽培農産物認証制度」を定着させ、本県産農産物のイメージアップを図る必要があります。

## (2) 「地産地消」の推進

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」については、平成14年2月に「福島県地産地消推進会議」を設置し、県政全般にわたって、その考え方を活かした推進方策を展開してきました。

平成14年度においては、「地産地消」の考え方を広く県民に周知するため、「とれたてふくしま「地産地消」を考えるシンポジウム」を郡山市において開催するとともに、地場産青果物を扱うインショップを県内8カ所の量販店に設置するなど、県産青果物等の消費拡大を図りました。

また、本県農林水産業について、生産者と消費者の相互理解の促進を図る組織として「うつくしま農林水産ファンクラブ」を設立し、1,310人の会員から県産農林水産物に関する感想や意見等をいただくとともに、生産者との地域交流会を開催しました。

さらに、毎月8日の「ごはんの日」には、県内の主要駅で県産のサンプル米を無償で配布するとともに、県内の小中学校における米飯給食の促進を支援しました。

なお、学校給食における県産農産物の使用については、平成13年4月から平成14年3月までの1年間で、米は100%、きゅうり、アスパラガス、トマトなどの主要野菜は4割を超えています。

●学校給食における主な地元産農産物の活用状況（福島県教育庁調べ）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

単位：％

主 要 品 目	県内産農産物使用割合	主 要 品 目	県内産農産物使用割合
米	100	な し	87.9
き ゅ う り	64	も も	74.9
ほうれんそう	61.8	り ん ご	72.3
アスパラガス	55.2	豚 肉	58.1
ね ぎ	47.2	鶏 卵	56.2
ト マ ト	42.8	は く さ い	41.9

※ 調理に使用する主な農産物に限定して調査している。  
 なお、県内農産物使用割合の高い品目についてのみ掲載した。

(3) 環境と調和した農業の推進

ア 持続性の高い農業生産方式の推進

「福島県持続性の高い農業生産方式導入指針（平成12年3月策定）」に基づき、「エコファーマー」の認定を進めてきた結果、認定者数が446人（平成15年3月末現在）となり、前年同期の38人に比べて飛躍的に増加しました。特に、野菜、果樹などの園芸作物で認定を受ける農業者が増加しています。

また、農業用使用済プラスチックの適正処理については、平成14年度の適正処理率は49.5％（平成11年：22％）、リサイクル率は14.1％となりました。

今後とも、化学農薬や化学肥料の削減や農業用資材のリサイクルなど、環境に対する負荷をできるだけ軽減しながら、自然環境に配慮した農業生産を推進することが重要です。

イ 家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用

家畜ふん尿や食品残さ等の有機性資源については、その発生から利用までの一体的な循環利用を推進することを目的とした「福島県農林業有機性資源循環利用計画」を平成15年3月に策定し、この計画に沿って、たい肥化を中心とした有機性資源の利用を促進することとしています。

## ●「福島県農林業有機性資源循環利用計画」の主な内容

### 1 有機性資源循環利用の推進方針

農林業・農村等から発生している有機性資源の循環利用については、たい肥化を中心に推進する。

また、たい肥化以外に飼料化や炭化、エネルギー化等の多様な活用方法について、研究開発や実証を推進する。

### 2 たい肥利用の目標

現行使用量（24.2万トン）に、化学肥料の2割削減分をたい肥で代替える量（34.5万トン）を加えた量58.7万トンを、平成22年のたい肥利用の目標とする。

### 3 たい肥の利用促進方策

- 関係機関の連携による支援体制の確立
- ニーズに合ったたい肥の生産
- 生産供給体制の整備
- 農用地での適正な施用
- 地域間での利用調整

## (4) 農産物直売等アグリビジネスの展開

本県の多様な地域資源を活用し、農業をベースとする産業の複合化（アグリビジネス）は、農産物の加工をはじめ、直売、観光農業への展開など、近年、活発な動きを見せています。

特に、「食」の安全・安心を求める声が大きく高まる中で、「地産地消」の推進や女性農業者の経営参画、起業化の動きと相まって、農産物直売施設の活動が活発化しています。

また、JAではファーマーズマーケットを積極的に展開し、年間売り上げを大きく伸ばしています。

全国的にも「スローフード運動」が広がるとともに、伝統的食材を見直す動きが芽生えており、農村地域全体の活性化につながることを期待されます。

●アグリビジネスの主な展開状況（県調べ）

施設の種類	14年度	参 考 (平成11年)	備 考
農産物加工施設	77カ所	48カ所	組織的に運営され、年間を通して稼働している加工施設
農産物直売施設	168カ所	128カ所	組織的に運営され、定期的に稼働している直売施設
農家レストラン	37カ所	—	農業者が本業の他に、飲食業等を営業している施設
農 業 民 宿	77カ所	—	農業者が本業の他に、民宿業等を営業している施設

※ 平成15年度における農産物直売施設数は、おおむね200カ所程度見込まれる。

## Ⅱ 農業及び農村の動向

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and financial management. The text highlights that without reliable records, it becomes difficult to track expenditures, identify inefficiencies, and ensure that funds are being used for their intended purposes.

2. The second part of the document focuses on the role of internal controls and audits in ensuring the integrity of financial reporting. It notes that internal controls are designed to prevent and detect errors and fraud, while audits provide an independent assessment of the organization's financial statements. The text stresses that a strong internal control system is a key component of good governance and is necessary to build trust among stakeholders.

3. The third part of the document addresses the challenges of implementing effective financial management practices. It identifies several common obstacles, such as limited resources, lack of training, and outdated systems. The text suggests that organizations should invest in staff development, upgrade their technology, and foster a culture of continuous improvement to overcome these challenges and achieve their financial goals.

4. The fourth part of the document discusses the importance of communication and collaboration in financial management. It argues that clear communication is essential for ensuring that all stakeholders are aware of the organization's financial position and the actions being taken to improve it. The text also emphasizes the need for collaboration between different departments and levels of the organization to ensure that financial management is integrated into all aspects of the organization's operations.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points discussed and reiterating the importance of financial management for the long-term success of any organization. It encourages organizations to take a proactive approach to financial management and to regularly review and update their financial policies and procedures to ensure they remain relevant and effective.

---

6. The sixth part of the document provides a detailed overview of the financial reporting process, from the collection of data to the preparation of financial statements. It explains the various steps involved, including the identification of transactions, the recording of transactions in the accounting system, and the calculation of financial ratios. The text also discusses the importance of accuracy and transparency in financial reporting and provides examples of common reporting errors to avoid.

7. The seventh part of the document discusses the role of financial management in strategic planning and decision-making. It notes that financial data is a key input for strategic planning and that financial managers must be able to analyze this data to identify opportunities for growth and investment. The text also discusses the importance of financial management in risk management and in ensuring that the organization is able to meet its financial obligations in the long term.

8. The eighth part of the document discusses the importance of financial management in the context of public administration. It notes that public administrators have a responsibility to ensure that public funds are used efficiently and effectively and that the interests of the public are protected. The text discusses the various challenges faced by public administrators in this regard and provides suggestions for how to address these challenges.

9. The ninth part of the document discusses the importance of financial management in the context of non-profit organizations. It notes that non-profit organizations often face unique financial challenges, such as limited resources and the need to maintain high levels of transparency and accountability. The text discusses the various strategies that non-profit organizations can use to manage their finances effectively and to ensure that they are able to fulfill their mission.

10. The tenth part of the document concludes by discussing the future of financial management. It notes that the field is constantly evolving and that financial managers must stay up-to-date on the latest trends and technologies. The text discusses the importance of innovation and of embracing new technologies in financial management and provides examples of how these technologies are being used to improve financial performance.

# 1 平成14年度の農業及び農村の動向

「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、平成11年を基準年と設定しているため、農業及び農村の動向に関する傾向に関する部分は、特段の記載がない限り、平成11年を基準として記述している。

## (1) 県全体の動向

### ア 農業構造

#### ① 農家数

平成14年の農家数は、108,310戸（販売農家数は88,510戸）、前年比98.6%となり、年々、減少しています。うち、主業農家は、販売農家の16.7%、準主業農家は29.3%、副業的農家は54.0%となっており、主業農家、準主業農家が減少傾向にある反面、副業的農家は増加傾向にあります。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は12,470戸となっています。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、認定者である各市町村をはじめ、関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加しています。

総農家数等の推移

(単位：人、%)

項 目	平成11年(基準年)		平成12年		平成13年		平成14年		14/13
総 農 家 数	115,480		111,219		109,850		108,310		98.6
販 売 農 家 数 計	95,720(100)		91,660(100)		90,240(100)		88,510(100)		98.1
主 業 農 家 数	11,670(12.2)		15,919(17.4)		15,260(16.9)		14,810(16.7)		97.1
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190		13,577		12,960		12,470		97.1
準 主 業 農 家 数	22,810(23.8)		31,197(34.0)		27,370(30.3)		25,910(29.3)		94.7
副 業 的 農 家 数	61,240(64.0)		44,544(48.6)		47,610(52.8)		47,800(54.0)		100.4
経営耕地規模 0.5ha未満	12,380	12.9	15,243	16.6	15,320	17.0	14,910	16.8	97.3
面積農家数 0.5~3.0	75,840	79.2	68,420	74.6	67,070	74.3	65,850	74.4	98.2
〃 3.0ha以上	7,490	7.9	7,997	8.7	7,850	8.7	7,730	8.7	98.5
認 定 農 業 者 数	4,001		4,380		4,549		4,892		107.5

※ 計は、ラウンドのため一致しない場合がある。

認定農業者数は毎年3月末日。なお、平成15年3月末日では、5,124人となっている。

#### ② 農家人口及び農業就業人口

平成14年の販売農家における農家人口は約433千人となり、年々減少しています。

また、農業就業人口も142,970人と、平成12年以降は減少傾向にありますが、そのうち65歳以上の方が占める割合が年々増加し、全体の半数以上を占めています。

農家人口（販売農家）の推移

(単位：人、%)

項 目	平成11年(基準年)	平成12年	平成13年	平成14年	14/13
農 家 人 口	487,670	452,418	442,610	433,090	97.8
農業就業人口	136,720	147,501	143,530	142,970	99.6
うち65歳以上	71,700	81,022	80,650	81,900	101.5
就業人口に占める65歳以上の割合	52.4	54.9	56.2	57.3	+1.1p

③ 農業後継者

平成14年調査の新規就農者数は、県全体で128人となっており、内訳ではUターン就農者等の割合が高くなっています。

新規就農者数の推移

(単位：人)

項 目	平成11年(基準年)	平成12年	平成13年	平成14年	14-13
新 規 学 卒 者	45	31	28	24	-4
U タ ー ン 就 農 者 等	69	67	92	104	12
計	114	98	120	128	8

※ 調査基準日は、毎年5月1日。調査対象期間は、前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

なお、平成15年は、新規学卒者29人、Uターン就農者等92人、合計121人となっている。

④ 農作業の受委託

平成12年農林業センサスにおける農作業の受委託状況は、農作業を委託した農家が51,276戸（販売農家全体の約56%）となっており、農作業を受託した農家数は8,185戸となっています。

なお、作業受託組織数も増加傾向にあり、全体として、農作業の受委託は進んでいる傾向にあります。

⑤ 農地の利用集積

農地流動化面積は年々増加しており、平成14年は32,570ha、前年に比べて884ha増加しました。そのうち、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定面積は18,962haと、前年と比べて407ha増えています。

農用地の利用集積

(単位：ha)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
農地流動化面積	28,774	30,181	31,686	32,570
うち農業経営基盤強化促進事業によるもの	16,436	17,464	18,555	18,962

⑥ 耕地面積

平成14年の耕地面積は、156,200haとなっており、前年に比較し1,200ha減少しています。耕地面積は年々減少しており、樹園地の減少率が、田、普通畑、牧草地に比べて高くなっています。



耕地面積の推移

(単位：ha)

項 目	平成11年(基準年)	平成12年	平成13年	平成14年	14/13
田	112,000	111,300	110,800	110,300	99.5
普通畑	33,300	33,000	32,700	32,400	99.1
樹園地	8,610	8,320	8,130	7,800	95.9
牧草地	6,020	5,850	5,720	5,630	98.4
計	160,000	158,500	157,400	156,200	99.2

※ 計はラウンドのため一致しない。

⑦ 耕作放棄地

平成12年農林業センサスにおける耕作放棄地の面積は、15,651haとなっています。

県ではこの耕作放棄地を含めた、いわゆる遊休農地の農業的利用や非農業的利用をも含めた多角的な対策が必要であることから、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成8年6月策定）」に基づき、中山間地域等における遊休農地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開し、平成14年度事業においては、131haの遊休農地の活用を図りました。

イ 農用地の整備

平成14年の耕地整備済の面積は、田が71,109haで整備率64%、畑は16,614haで整備率36%となっており、田畑計では56%の整備率となっています。

また、田の整備のうち、稲作経営の体質強化策の一環として、近年、積極的に推進している大区画ほ場（一区画が1ha以上のほ場）については、整備済面積が2,349haとなっています。

農用地の整備

(単位：ha、%)

項 目	平成11年(基準年)	平成12年	平成13年	平成14年	14/13
整備済みの田の面積(整備率)	69,671(62)	70,316(63)	70,803(64)	71,109(64)	100.4
※うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,126	2,266	2,349	103.7
整備済みの畑の面積(%)	16,480(39)	16,529(35)	16,574(36)	16,614(36)	100.2
整備済みの田畑の面積(%)	86,151(56)	86,846(55)	87,377(56)	87,724(56)	100.4

ウ 農家経済

平成14年の本県の販売農家1戸当たりの農業所得は941千円であり、前年と比べて21.5千円(2.2%)減少しました。

また、農外所得(4,413千円)と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は7,523千円で、農業依存度は17.6%となっています。

近年は、農作物作付面積の減少や農産物価格の下落などから、農家1戸当たりの平均的な農業所得は減少傾向にあり、農家総所得も同様の傾向にあります。

しかし、65歳未満の農業専従者のいる主業農家でみると、平成14年の農業所得はやや上向いています。

農家所得

(単位：千円、%)

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	14/13
販売農家1戸 あたり平均	農業所得	1,081	968	962	941	97.8
	農外所得	5,245	5,025	4,762	4,413	92.7
	年金・被贈等	1,998	2,007	1,960	2,169	110.7
	農家総所得	8,324	7,993	7,683	7,523	97.9
	農業依存度	17.1	16.2	16.8	17.6	-
65歳未満の農業 専従者がいる 主業農家	農業所得	4,767	4,074	4,003	4,297	107.3
	農外所得	1,091	1,346	1,142	1,135	99.4
	年金・被贈等	1,609	1,610	1,820	2,262	124.3
	農家総所得	7,557	7,029	6,965	7,694	110.5
	農業依存度	81.4	75.2	77.8	79.1	-

エ 農業生産

① 農作物作付面積

農作物の合計作付面積は年々減少傾向にあり、平成14年は、134,000ha、前年比98.7%となりました。

ただし、大豆、小麦、そばの作付面積は、「水田農業経営確立対策」の推進とともに、年々拡大しています。

田畑別の傾向では、田に比べ、畑における減少割合が多くなっています。

主要農作物の作付け面積の推移

(単位：ha)

作物	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	14/13
水 稲	82,300	82,300	80,800	80,500	99.6
小 麦	95	105	279	434	155.6
大 豆	3,640	3,740	3,800	3,810	100.3
そ ば	3,490	3,730	3,800	3,920	103.2
野 菜	16,333	16,333	15,922	15,512	97.4
果 樹	8,370	8,190	8,060	7,800	96.8
花 き	792	768	752	754	100.3
工 芸 農 作 物	2,180	1,900	1,900	1,820	95.8
農作物作付面積合計	139,000	137,400	135,800	134,000	98.7
うち 田	97,900	97,300	97,000	96,300	99.3
うち 畑	41,100	40,100	38,800	37,700	97.2

※「野菜」は、いも類を含む。

② 耕地利用率

耕地利用率は年々低下しており、平成14年は、田畑計で85.8%と前年と比べて0.5ポイント低下しています。そのうち、田は87.3%、畑は82.1%と、田に比べ、畑の利用率が低下しています。

耕地利用率の推移 (単位：%)

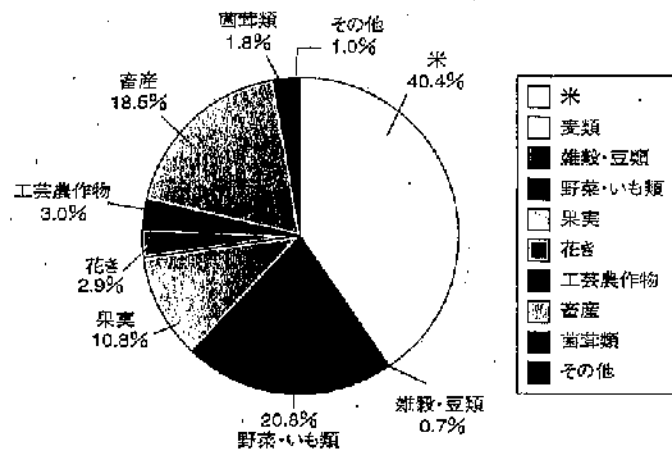
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
田	87.4	87.4	87.5	87.3
畑	85.6	85.0	83.3	82.1
計	86.9	86.7	86.3	85.8

③ 農業産出額（農業粗生産額）

平成13年の本県の菌茸類を含む農業産出額は2,727億円となり、前年に比べ23億円増加しました。

これは、米の生産量の減少や、BSE発生による肉用牛出荷頭数の減少などのマイナス要因に対し、一部野菜での価格上昇、果実生産量の増加などのプラス要因が上回ったことによるものです。

平成13年農業産出額の作目別割合



※ 平成14年の農業産出額は公表されていない。

しかし、近年は、農作物作付面積や収穫量の減少、さらには米をはじめとする農産物価格の下落などにより、農業産出額は2,700億円台にとどまっています。

農業産出額の推移 (単位：百万円、%)

項目	平成11年		平成12年		平成13年		13/12
米	118,790	41.5	111,240	41.1	110,181	40.4	99.0
麦類	130	0.0	100	0.0	121	0.0	121.0
雑穀・豆類	2,050	0.7	1,800	0.7	2,023	0.7	112.4
野菜・いも類	55,960	19.5	52,500	19.4	56,790	20.8	108.2
果実	31,080	10.8	28,290	10.5	29,504	10.8	104.3
花き	8,110	2.8	8,300	3.1	7,892	2.9	95.1
工業農作物	8,440	2.9	8,020	3.0	8,134	3.0	101.4
畜産	52,730	18.4	52,130	19.3	50,308	18.5	96.5
菌茸類	6,170	2.2	5,224	1.9	4,949	1.8	94.7
その他	3,040	1.1	2,760	1.0	2,757	1.0	99.9
計	286,500	100	270,344	100	272,659	100.0	100.9

※ 計は、ラウンドのため一致しない場合がある。  
 なお、「その他」に含まれるものは、養蚕、種苗及び加工農産物である。

## オ 農畜産物の生産動向

### ① 稲

#### ㊦ 生産動向

平成14年の作付面積は、県全体で80,500ha、収穫量は441,200 t、水稻の10 a 当たり収穫量は548kgでした。

品種別作付面積の割合は、コシヒカリ：60.5%、ひとめぼれ：24.0%と、この2品種で全体の約85%を占めており、近年、良食味の銘柄品種に作付けが集中しています。

また、本県が育成した新品種「ふくみらい」が本格的に栽培され、約500haの作付面積となりました。

なお、稲作農家のうち、5 ha以上（作業受託面積を含む）を経営する大規模稲作農家数は934戸まで増加し、生産性の向上が図られています。

#### ㊧ 水稻の作柄

平成14年の水稻の作柄は、作況指数103の「やや良」となり、地域別では、中通りが103の「良」、浜通りが102、会津が105で、各地域ともに「やや良」でした。（全国：101の「平年並」）

#### ㊨ 直播栽培

水稻の「直播栽培」は年々拡大し、平成14年は、県全体で968haと過去最高の作付面積となりました。

### ② 麦類（小麦）・豆類（大豆）・そば

#### ㊦ 麦類（小麦）

平成14年の小麦の作付面積は、前年と比べて157%の434haに拡大するとともに、収穫量も前年比217%の842 t と、大幅に増加しました。

最近では、地元産の小麦を使った加工品（うどん）の生産・販売に取り組む生産集団等が見られはじめています。

#### ㊧ 大豆

平成14年の大豆の作付面積は、前年並みの3,810haでしたが、収穫期の天候不順により、10 a 当たり収量は135kg（前年比92%）にとどまり、収穫量は前年比92%の5,140 t となりました。

流通量（検査数量）は、ほぼ前年並みの926 t にとどまりましたが、基準年の193 t と比較すると4.8倍と大きく増加し、県産大豆100%の豆腐、味噌等の加工製品が販売されるようになりました。

#### ㊨ そば

そばの生産は、近年、増加傾向にあります。平成14年の作付面積は会津

地方を中心として前年比103%の3,920ha（北海道に次ぐ全国第2位）、収穫量は前年比108%の2,550tとなりました。

収穫量の増加に伴い、県内外への流通量も増加しつつあり、会津地方では優良系統の作付けや排水対策の徹底など、品質向上に向けた取組みが見られ始めています。

### ③ 野菜

#### (ア) 全般

平成14年のいも類を含む野菜の延べ作付面積は、前年比97.4%の15,512ha、基準年と比べると95%と減少傾向にありますが、栽培技術の向上や技術革新等により、収穫量はほぼ横這い状態となっています。

#### (イ) 果菜類

本県の野菜生産の柱であるきゅうりやトマト等の果菜類の作付面積は、前年比97.4%で、基準年と比べると95.3%と減少傾向にありますが、農家段階の出荷労力の軽減を図るため、JA等の大型選果場を利用した出荷が行われています。

#### (ウ) 葉茎菜類

葉茎菜類は、作付面積全体では概ね前年並みとなっていますが、ブロッコリー、レタス、アスパラガスは増加傾向にあります。特に、ブロッコリーは、相双地方において拡大しています。

収穫量もほぼ前年並みですが、作型の組合せによる出荷期間の拡大が進んでいます。

#### (エ) 根菜類

ばれいしょ、だいこん、にんじんなどの根菜類は、前年比97.1%、基準年と比べると95.1%と、減少傾向にあります。

### ④ 果樹

#### (ア) 全般

平成14年の果樹栽培面積は、前年比96.8%の7,800ha、基準年と比べると93.2%と、減少傾向にあります。

#### (イ) もも

平成14年の作付面積は1,760haで、前年に比べて98.4%、基準年と比べると95.7%と減少傾向にありますが、山梨県に次いで全国第2位の地位を維持しています。

また、平成14年の収穫量は32,800tと、基準年以降増加傾向にある中、平成14年は前年比94.8%と、平成13年に比べて減少しました（平成13年は、過

去10年間で最高の収穫量となっています)。

本県は、「あかつき」等の中生、「川中島白桃」や「ゆうぞら」などの晩生品種が中心ですが、最近は、早生、中晩生品種の計画的な導入も図られています。

(ウ) りんご

りんごの栽培面積は、1,690haと前年に比べて93.9%、基準年と比べると85.8%と、減少傾向にあります。

全国的には青森県が全体生産量の約半分を占め、本県は第6位の栽培面積となっています。

収穫量は、前年比92.8%の38,700tとなっていますが、基準年に比べると4.3%増加しています。

品種では「ふじ」が65%を占めていますが、着色が早く早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

(エ) 日本なし

日本なしの栽培面積は、前年比97.7%の1,250ha、基準年と比べると95.4%と減少傾向にあります。

収穫量は、前年比94.2%の26,200tとなっています。

品種では「幸水」、「豊水」などの赤なしを主体としており、全国的には、「遅場(おそば)産地」としての評価を得ています。

⑤ 花き

(ア) 全般

平成14年の花き栽培面積は、754haとほぼ前年並みとなっていますが、基準年と比べるとやや減少しています。

(イ) 切花類

花き全体の79%を占める切花類は、きくが128ha(前年比5ha減)、宿根かすみそうが66ha(前年比6ha増)、りんどうが42ha(前年比1ha増)となっています。

きくは、生産者の高齢化等で減少傾向にある一方で、宿根かすみそうは、栽培、流通技術の高度化により、やや増加傾向にあります。

(ウ) 鉢物類

シクラメンやプリムラ等の鉢物類の栽培面積は、前年比で3ha減少の37haとなり、やや減少傾向にあります。

近年は、ガーデニングブームなどの影響で消費者ニーズが多様化しており、栽培品目が増加傾向にあります。

## ⑥ 工芸農作物及び養蚕

### ㊦ 葉たばこ

葉たばこは、阿武隈山地をはじめとする中山間地域の基幹作物として作付けされ、平成14年の作付面積は1,720ha（前年比97.2%）と年々減少しているものの、一戸当たりの作付面積が拡大しています。

### ㊧ こんにゃく

こんにゃくは、東白川地方や福島、いわき市等の山間地域を中心に主要な畑作物として栽培されてきましたが、安価な外国産の輸入による価格の低迷等により、作付面積も年々減少し、平成14年の栽培面積は50haとなっています。

### ㊨ 薬用人参

薬用人参は会津地方で栽培され、全国一の産地となっていますが、作付面積は年々減少し、平成14年は49ha（前年比81.7%）となっています。

なお、平成14年からは、本県育成品種「かいしゅうさん」の種子供給が可能となり、一層の高品質化が期待されています。

### ㊩ 養蚕

養蚕は、繭価の低迷・高齢化等により年々減少し、平成14年の集繭量は83t（前年比75.8%）となっています。

近年では、一部の産地において、需要者ニーズに応じたブランド繭の生産が行われているほか、桑の葉を利用したお茶や桑の実ジャム等、新たな用途開発に向けた取組みも見られてきています。

## ⑦ 畜産

### ㊦ 乳用牛

平成15年2月1日現在における乳用牛飼養戸数は、前年比30戸減の810戸、飼養頭数は前年比500頭減の23,000頭となっており、1戸当たりの飼養頭数は、28.4頭と前年と比べて0.4頭増加しています。

飼養戸数、飼養頭数ともに年々減少していますが、その減少は鈍化傾向にあり、また、1戸当たりの飼養頭数は、平成12年に一旦減少しましたが、その後は、増加傾向にあります。

### ㊧ 肉用牛

平成15年2月1日現在における肉用牛飼養戸数は、前年比380戸減の6,140戸となり、年々減少しています。

飼養頭数も減少傾向にあるなかで、平成14年は、BSE発生に伴う出荷延伸により増加しましたが、平成15年は、前年比800頭減の89,600頭となって

います。

1戸当たりの飼養頭数は年々増加し、前年比0.7頭増、基準年に比べて3.4頭増の14.6頭となっています。

#### (ウ) 豚

平成15年2月1日における豚飼養戸数は、前年比20戸減の210戸、飼養頭数は前年比4,100頭増の226,000頭となっており、1戸当たりの飼養頭数は、前年比111.6頭増の1,079頭となっています。

飼養戸数は、減少傾向にあり、基準年と比べ150戸減少(41.7%)していますが、飼養頭数は増減を繰り返しながらも、1戸当たりの飼養頭数は増加傾向にあり、全国平均を上回っています。

#### (エ) 採卵鶏

平成15年2月1日における採卵鶏飼養戸数は、近年は横ばいの80戸となっていますが、成鶏めす飼養羽数は前年比12万7千羽減の358万2千羽、1戸当たりの飼養羽数は約4万5千羽と全国平均の約1.4倍となっています。

#### (オ) プロイラー

平成15年2月1日におけるプロイラー飼養戸数は、前年比3戸減の58戸、飼養羽数は前年比4%増の126万羽、1戸当たりでは2.2万羽となっています。

飼養戸数、飼養羽数は基準年以降、増減を繰り返していますが減少傾向にあり、基準年と比べ、飼養戸数は5戸(7.9%)、飼養羽数は25万7千羽(16.9%)それぞれ減少しています。

#### (カ) 飼料作物

飼料作物の作付面積は、減少傾向にあり、平成14年は、前年比3.3%減の14,999haとなっており、その内訳としては、牧草類が約8割、青刈りとうもろこしが2割弱となっています。

### ⑧ 菌茸類

平成14年の栽培きのこ類の総生産量は、前年比96%の5,695tとなりました。全体の55%を占める生しいたけは、前年比95%の3,155tとなりましたが、菌床栽培の割合は、生産量ベースで64.4%(前年比6.6ポイント増)まで高まっており、年々、原木栽培から菌床栽培にシフトしています。

また、なめこは、前年比101%の1,774tの生産量となっています。



### ～平成14年度の気象経過及び農作物等被害の状況～

平成14年度の農業気象は、季節ごとに不安定な時期があり、降霜、降ひょう、台風の接近などにより、農作物等被害が発生しました。

平成14年度を通じての農作物被害は、被害件数20件で、被害総額は約26億7千万円となりました（平成13年度：約3億5千万円）。

#### （4～6月）

3～4月は記録的な高温となり、作物の生育は進みました。また、4月末の降霜では、中通り地方と阿武隈山間地域を中心に大きな被害が発生しました。特に、果樹で大きな被害となりました。

#### （7～9月）

この期間の気温は大きく変動し、7月から8月上旬までは高温、8月中旬には低温で推移しました。7月には台風6号、7号が相次いで接近し、8月には大気が不安定となり、降ひょう等による大きな被害が発生しました。

#### （10～12月）

10月下旬以降は冬型の気圧配置となり、会津地方を中心に雪又は曇りの日が多くなりました。

10月初旬の台風21号の通過、10月下旬の降雪などにより、農作物被害が発生するとともに、10月下旬から11月上旬にかけて、例年より早い時期に降雪があり、会津、南会津地方において、パイプハウスの施設等を中心に大きな被害が発生しました。

#### （1～3月）

天気は周期的に変化し、1月は雪や雨の日が多く、2月以降は乾燥傾向となりました。この間、1月下旬、3月上旬に雪害、風害が発生しました。

## (2) 地方の動向

### ア 県北地方

#### ① 地方における推進の概要

県北地方の特徴を生かし、「21世紀をにやう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地」を目指し、平成14年度においては、「担い手の育成・確保」、「環境にやさしい農業の推進」等を中心に展開しました。

「担い手の育成・確保」については、市町村、JA等の農業者団体と連携しながら、魅力ある農業経営・農家生活を目指した家族経営協定を推進し（協定締結144戸：平成15年3月末現在）、女性農業者の経営参画が促進されました。

また、「環境にやさしい農業の推進」については、環境と調和のとれた果樹栽培の確立に向けて、集団指導会、認定農業者会でのPRや説明会等を実施したことにより、性フェロモン剤の利用面積が増加しました。さらにエコファーマー認定者も96人（作物ごとの延べ人数で、もも81人、りんご9人）と大幅に増加しました。

なお、地産地消については、農業者と食品産業の連携を行った「食品産業・農業ニーズマッチング事業」、生産者と消費者との交流を実施した「『けんぱく いいもの見つけ隊』が行く！ 活動展開」等、関係機関と連携した総合的な施策展開を図りました。

#### ② 特徴的な取組事例

##### ～遊休桑園等の遊休農地の利活用促進～

5,488haの遊休農地をかかえる県北地方においては、遊休農地の解消を図ることが望まれています。その中で、白沢村は、村内にある遊休農地のうち、200haを農村環境の改善を図るべき土地とし、花も実も楽しめる作物を植栽して農地を積極的に活用する構想「花実（はなみ）の里 福舞里（ふぶり）プラン」を平成14年5月に策定しました。

同計画に基づき、県と連携しながら、平成15年1月に桑園跡地2.1haを整地するとともに、3月には、もも、ぶどうの苗約4百本を植栽して展示ほ場を設置しました。

今後、同プランの下で、遊休農地の再生による農村環境の改善や植栽された作物の特産品開発による村内農業全体の活性化が期待されます。

## イ 県中地方

### ① 地方における推進の概要

県中地方では、「高速交通体系を活用した農林業の振興」と「生き生きとした阿武隈の里づくり」の実現に向け農業生産の振興、快適な農村空間の形成、活力ある林業の振興等の主要施策を実施しました。

担い手の育成・確保については、農業経営改善支援センター等との連携による巡回指導や各種研修会及びカウンセリング等の実施により、平成14年度までに認定農業者数が1,050名、家族経営協定数が150戸となりました。

また、環境保全型農業を確立するために、啓発活動の強化により平成14年度にはエコファーマーを220名認定しました。

さらに、水田農業経営確立対策のため、水稻のホールクroppサイレージの導入が進み（19ha）、直播や畜産農家との有機的連携により栽培体系が確立されました。

なお、農村生活環境の改善や森林整備の促進についても総合的・計画的に実施し、「県中地方農林業・農村振興計画」の具現化に努めました。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～消費者ニーズを捉えたアグリビジネスの展開～

平田村では、平成13年に「ひらた高原朝採り野菜の会」（会員38名：平成15年2月現在）が設立され、いわき市のスーパーマーケット4店舗にきゅうり、トマト、いんげん、大根、にんじんなど、約30種類の野菜や山菜を供給しています。

この会では、新鮮野菜の販売を徹底しており、出荷する日の朝に収穫したものを、その日の午後に店頭に並べることにより、消費者の支持を得ています。

これらの消費者のニーズに応えるために、補助事業により導入したパイプハウスを利用しながら、出荷期間の延長と生産量の増加を目指しています。

このような取組みは、消費者のニーズを的確に捉えた多様な販売チャンネルの確保による農業経営の発展のモデルになるものであり、他の地域への波及効果も期待されます。

## ウ 県南地方

### ① 地方における推進の概要

県南地方の特徴を生かし、平成14年度においては、21世紀をリードする力強い農業、豊かな農村を目指し、園芸産地の育成・強化、環境と調和した農業の推進、農村環境改善等を中心に展開しました。

園芸産地の育成・強化については、表郷村において、低コスト耐候性ハウスを県内でいち早く導入することにより、トマトの出荷期間を拡大し、周年出荷体制の確立を推進することにより、産地体制の強化が図られました。

また、農村環境改善については、農業集落排水事業の導入により施設の整備が進み、中島村、大信村において全村で供用開始されるとともに、平成14年末の県南地方全体の普及率は52%と、平成22年の計画（目標）に対しては約70%まで進展しました。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～耕畜連携による循環型農業の展開～

白河市では、水田の基盤整備により機械化の条件が整ったことから、畜産農家からの提案により、地区内19戸の稲作農家と近隣の畜産農家2戸との間で耕畜連携のための取組みが行われています。

水稻生産においてロールベラーで稲わらを収集し、梱包された状態では場において畜産農家に引き渡され、畜産農家によって搬出・運搬されています。稲わらは、畜産経営で生産されるたい肥と交換されています。

このような連携により、従来は焼却処分となっていた稲わらが畜産経営で利用されるとともに、たい肥が水田に還元され、水田の地力の維持・増強に大きく寄与しています。

## エ 会津地方

### ① 地方における推進の概要

会津地方の特徴を生かし、平成14年度においては、「美しい自然と豊かな資源を生かした『新しい世紀の会津農業』」を目指し、「水田農業の確立」「環境に配慮した循環型農業と安全安心な農作物の供給」「農業と観光の連携強化」等を中心に展開しました。

「水田農業の確立」については、会津地方の基幹作物である水稲について、稲作の低コスト・省力化を図るため「直播栽培」の普及を推進し、平成14年度の直播栽培面積は過去最大（486.7ha）となり、生産性の向上が図られました。

「環境に配慮した循環型農業の確立と安全安心な農作物の供給」については、きゅうり、さやいんげんなどに「防虫ネット栽培」技術を普及することで、減農薬栽培を推進するとともに、管内におけるエコファーマーの認定を支援した結果、トマトなどの園芸作物を中心に、50人（平成15年3月末現在）が認定されました。

「農業と観光の連携強化」については、都市と農村との交流促進を図るため、市町村及び実践団体等と連携し「会津地方グリーン・ツーリズム促進協議会」において「グリーン・ツーリズムコーディネーター育成塾卒業生等との意見交換会」や「シンポジウム」などを開催し、会津地方におけるグリーン・ツーリズムを推進しました。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～農産物直売所の相互連携の取組み～

管内の農産物直売所は、近年、消費者ニーズの高まりとともに急速に増加してきましたが、運営経験が不足しているため、品揃えや客への対応、表示の仕方や価格の設定など、手探りで運営してきた直売所がほとんどであり、また、各々が独立して営業し、地域内の消費者も近隣にある農産物直売所を把握していないことが懸念されていました。

そのような中で、農産物直売所相互間の情報ネットワークの形成、個々の直売所の個性化、消費者への情報発信のため、会津地方全域において「食農教育ステーション事業（親子で会津の直売所に季節を探しにいこう！～会津の直売所は食農教育ステーション～）」を実施し、農産物直売所の連携を促進するとともに、スタンプラリーなどによる消費者へのPR強化に努めました。

その結果、農産物直売所相互の連携や消費者との結びつきが一層強化されることにより、農村における新たなアグリビジネスへの発展が期待されます。

## オ 南会津地方

### ① 地方における推進の概要

南会津地方の特徴を生かし、平成14年度においては、「豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり」を目指し、園芸作物の振興を中心に展開しました。

夏秋トマトについては、町村、JA等の農業者団体と連携のもと、トマト共同選果施設整備による産地拡大に向けての合意形成が図られました。

アスパラガスでは、計画的な株更新を推進するとともに、パイプハウスを活用した雨よけ栽培の推進、点滴かん水装置の導入等、生産技術の高度化を図りました。

りんどうでは、優良種苗の導入を通じた株更新、作期拡大等による生産性の向上、防除の徹底等による品質の向上が図られました。また、南会津西部地区における一元集出荷体制整備により、品質の向上・平準化が図られました。

また、かすみそうについても、南会津全域を対象とした一元集出荷の推進により、品質の向上・平準化が図られました。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～地域固有の条件を生かしたそばの振興～

下郷町の「十文字そば生産組合」は、平成14年度全国そば生産優良地区表彰事業において農林水産大臣賞を受賞しました。

十文字そば生産組合は、標高600mの高冷地に位置し、冷涼な気候と排水の良い土壌条件を生かして、高品質のそば作りに取り組んでいます。

組合は、4名の組合員で構成され、地区周辺の国営パイロット事業で造成された20haの畑地を利用し、一貫した機械化体系で効率の良い作業が実施されています。

そば粉の品質が良いことから地元や県内外に幅広い需要があり、そば屋との直接取引で完売しているほか、下郷町内の他の3つの生産組合と協力しながら、下郷町と共催で「そばフラワーフェスティバル」や「新そば祭り」等のイベントを企画し、そばを核とした町の振興策にも一役を担っています。

## カ 相双地方

### ① 地方における推進の概要

「温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業」を目標に、地域特性を生かした農業振興を展開し、トマト、カボチャ、トルコギキョウ等の戦略作物をはじめ、大豆、麦、飼料作物の作付けが順調に拡大しました。

特に、農地の高度利用等の推進のためのブロッコリー導入を推進した結果、作付面積が大幅に拡大し、100haを超える面積となりました。

「担い手の確保と地域営農体制の確立」においては、認定農業者数が800人となったほか、地域農業の多様な担い手の育成を図るため、作業受託組織の育成等、地域営農システムの構築を推進しました。

「環境にやさしい農業の推進」においては、地域ぐるみでの持続性の高い農業を推進した結果、エコファーマーが大幅に増加(58人：平成15年3月末現在)しました。また、「いちばん館」などの交流・宿泊施設の整備や、ほ場整備をはじめとする生産基盤、農村環境の整備を進めました。

今後は、より一層相双地方の地域特性を生かした農業振興を図るため、地域農業の担い手育成や土地利用型農業推進等による農業生産の拡大に取り組むとともに、生産基盤と農村環境の整備を計画的に推進することとしています。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～大豆の作業受託を核とした地域営農～

新地町岡地区では、担い手育成基盤整備事業を契機として集落内の合意形成に取り組む、地域の担い手により結成された「岡地区農業経営者会（平成13年2月設立、組合員6名）」が、基盤整備後の水田約36haのうち13haを団地化し、大豆の作業を受託して取り組みました。

初年度の平成13年度は、単収187kg、品質は2等以上を43%確保しましたが、平成14年度は台風による湿害や落葉の影響、さらには害虫による食害や雑草防除など、課題も明確になってきました。今後は、機械化による省力栽培、適期管理による安定多収に努めることとしています。

これらの取り組みの結果、岡地区農業経営者会の構成員は、転作を共同で行う仕組みを構築するとともに、個別の農業経営においては、水稻のほか、イチゴ、ニラ、カボチャ等の園芸作物に取り組んでいます。

## ケ いわき地方

### ① 地方における推進の概要

平成14年度は、「サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業の展開」をキャッチフレーズに、施設園芸の振興と地産地消の推進を重点施策として実施しました。

施設園芸の振興については、園芸特産産地強化プログラムにより、作物ごとに取り組んだほか、遊休ハウスの活用を推進し、新たに2名の担い手による活用が図られました。また、いわき産トマトのブランドの確立と生産拡大を図るため、いわき市と楢葉町の水耕トマト生産農家等によるサンシャインドマト出荷協議会の設立について支援を行いました。（15年4月設立）

地産地消については、いわき市三和町などで、転作作物として団地化による大豆の生産拡大に取り組み、平成14年度は作付面積が約29ha（前年比+9ha）となりました。また、生産者や地元の加工業者などとの連携により、いわき産大豆を使用した豆腐の生産が開始されました。

また、いわき地方計画に基づくその他の施策として、担い手の育成、地域の特徴を生かした農業経営の確立、畜産の振興や中山間地域の活性化等について、関係機関と連携して施策展開を図りました。

### ② 特徴的な取組事例

#### ～地産地消・食農教育の実践（「スローフードに帰ろう」事業）～

三和町において「『スローフードに帰ろう』事業」を実施しました。地元農家の主婦等が講師となり、都市部の市民を対象とした旬の食材を使った農家料理の教室を開催、地元の中学校と連携したそばの栽培、そば打ち体験などを実施し、地域の食文化、農業・農村に対する理解を深めました。

また、同事業の成果をレシピ集としてまとめ、冊子「スローフードに帰ろう」を作成し、三和町の全世帯に配布したほか、各学校や図書館等に寄贈しました。

この冊子では、地元農家の約30人が登場し、地元で収穫される野菜や山菜などを使用した「普段着の料理」のレシピが季節ごとにまとめられているほか、大豆・そば等町の特産品を使った豆腐の作り方やそばの打ち方なども掲載しています。

近年、イタリアに端を発する「スローフード運動」が全国各地で芽生えています。いわき地方の取組みが、「地産地消」や「健全な食生活」の理念の普及へ波及することが期待されます。



## 2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

### (1) 県全体の進捗状況

#### ア 農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農家数	戸	115,480	104,300	108,310	93.8	103.8
うち 販売農家	戸	95,720	82,300	88,510	92.5	107.5
うち 主業農家	戸	11,670	10,200	14,810	126.9	145.2
うち 65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	12,470	122.4	124.7
うち 準主業農家	戸	22,810	18,000	25,910	113.6	143.9
うち 副業的農家	戸	61,240	54,100	47,800	78.1	88.4

#### イ 農業就業人口 (販売農家)

項目	単位	現況 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	142,970	104.6	138.8
うち 男性	人	58,620	43,600	60,530	103.3	138.8
うち 女性	人	78,100	59,400	82,440	105.6	138.8
うち 65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,900	114.2	149.2

#### ウ 耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	156,200	97.6	101.0
うち 田	ha	112,000	109,800	110,300	98.5	100.5
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,900	95.6	102.2

エ 農業産出額（農業粗生産額）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成13年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	百万円	118,790	124,200	110,181	92.8	88.7
麦類	百万円	130	700	121	93.1	17.3
豆類	百万円	1,280	5,700	1,544	120.6	27.1
雑穀	百万円	770	2,100	479	62.2	22.8
園芸作物	百万円	95,150	135,330	94,186	99.0	69.6
うち 野菜	百万円	55,960	84,000	56,790	101.5	67.6
うち 果実	百万円	31,080	39,100	29,504	94.9	75.5
うち 花き	百万円	8,110	12,200	7,892	97.3	64.7
工芸農作物	百万円	8,440	10,400	8,134	96.4	78.2
畜産	百万円	52,730	70,500	50,308	95.4	71.4
うち 乳用牛	百万円	12,410	14,600	12,176	98.1	83.4
うち 肉用牛	百万円	12,000	18,000	11,187	93.2	62.2
うち 豚	百万円	10,810	16,200	10,242	94.7	63.2
うち 鶏	百万円	17,370	21,500	16,540	95.2	76.9
うち 他 畜産物	百万円	140	200	163	116.4	81.5
菌茸類	百万円	6,170	8,000	4,949	80.2	61.9
その他	百万円	3,040	3,400	2,457	80.8	72.3
合 計	百万円	286,500	360,000	272,659	95.2	75.7

※ ラウンドのため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

オ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	105,800	91.4	68.0
生産農業所得率	%	40.4	43.2	38.8	-	-

カ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項 目	単位	基準値 [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成14年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	4,297	93.4	51.8
農家所得	千円	6,000	8,800	5,432	90.5	61.7
農業依存度	%	76.7	94.3	79.1	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	7,694	97.4	71.9

※ 「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

## (2) 地方計画の進捗状況

## ア 県北地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A	C/B	
作付面積 きゅうり	ha	369	394	359	97.3%	91.1%
ピーマン	ha	32	47	30	93.8	63.8
いちご	ha	69	84	68	95.7	78.6
栽培面積 もも	ha	1,720	1,790	1,671	97.2	93.4
肉用牛飼養頭数	頭	11,400	12,300	11,800	103.5	95.9
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	8,900	27,000	9,000	101.1	33.3
なめこ生産量	t	363	450	345	95.0	76.7
果樹用施設面積	ha	66	185	69	104.5	37.3
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	3	0	-	-
農産物加工施設	カ所	9	21	20	222.2	95.2
農産物直売施設	カ所	31	46	45	145.2	97.8

## イ 県中地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A	C/B	
作付面積 きゅうり	ha	332	368	324	97.6%	88.0%
トマト	ha	162	266	147	90.7	55.3
さやいんげん	ha	304	345	293	96.4	84.9
さやえんどう	ha	118	121	100	84.7	82.6
ピーマン	ha	39	46	40	102.6	87.0
なす	ha	118	149	113	95.8	75.8
ねぎ	ha	225	366	212	94.2	57.9
にら	ha	73	77	68	93.2	88.3
だいこん	ha	376	427	377	100.3	88.3
花き	ha	126	163	123	97.6	75.5
葉たばこ	ha	1,170	1,190	1,066	91.1	89.6
栽培面積 もも	ha	55	90	54	98.2	60.0
生しいたけ生産量	t	850	1,200	618	72.7	51.5
肉用牛飼養頭数	頭	36,880	37,800	40,130	108.8	106.2
野菜用施設面積	ha	187	372	198	105.9	53.2
農産物直売施設	カ所	17	32	40	235.3	125.0

ウ 県南地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A	C/B
作付面積 そば	60	600	83	138.3%	13.8%
トマト	122	190	121	99.2	63.7
きゅうり	103	119	91	88.3	76.5
いちご	7	17	11	157.1	64.7
ブロッコリー	119	164	117	98.3	71.3
しゅんぎく	(10年) 15	30	33	220.0	110.0
レタス	55	64	60	109.1	93.8
未成熟とうもろこし	245	280	230	93.9	82.1
栽培面積 かき	76	100	77	101.3	77.0
肉用牛飼養頭数	11,920	13,100	10,610	89.0	81.0
大豆用乾燥・調製施設	0	2	1	-	50.0
農産物直売施設	10	19	15	150.0	78.9
農産物加工施設	3	8	7	233.3	87.5
農業集落排水処理施設整備済人口	28,853	47,904	31,941	110.7	66.7

エ 会津地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A	C/B
作付面積 そば	2,664	3,750	2,708	101.7%	72.2%
トマト	148	220	138	93.2	62.7
アスパラガス	311	384	318	102.3	82.8
ねぎ	116	187	115	99.1	61.5
花き	158	205	222	140.5	108.3
果樹栽培面積	900	1,000	873	97.0	87.3
肉用牛飼養頭数	5,430	7,900	5,080	93.6	64.3
なめこ生産量	506	700	321	63.4	45.9
エコファーマー	0	587	51	-	8.7
農産物直売施設	27	44	38	140.7	86.4
都市・農村交流施設	4	18	10	250.0	55.6

オ 南会津地方

指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A	C/B	
作付面積	大豆	ha	128	347	141	110.2%	40.6%
	そば	ha	383	650	452	118.0	69.5
	アスパラガス	ha	80	143	78	97.5	54.5
	トマト	ha	34	63	37	108.8	58.7
	りんどう	ha	40	58	29	72.5	50.0
	宿根かすみそう	ha	14	26	20	142.9	76.9
	栽培面積	りんご	ha	84	95	48	57.1
高品質肉鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	4,000	363.6	40.0	
まいたけ生産量	t	36	45	14	38.9	31.1	
野菜用施設面積	ha	45	120	55	122.2	45.8	
農産物加工施設	カ所	3	7	10	333.3	142.9	
農産物直売施設	カ所	14	20	13	92.9	65.0	

カ 相双地方

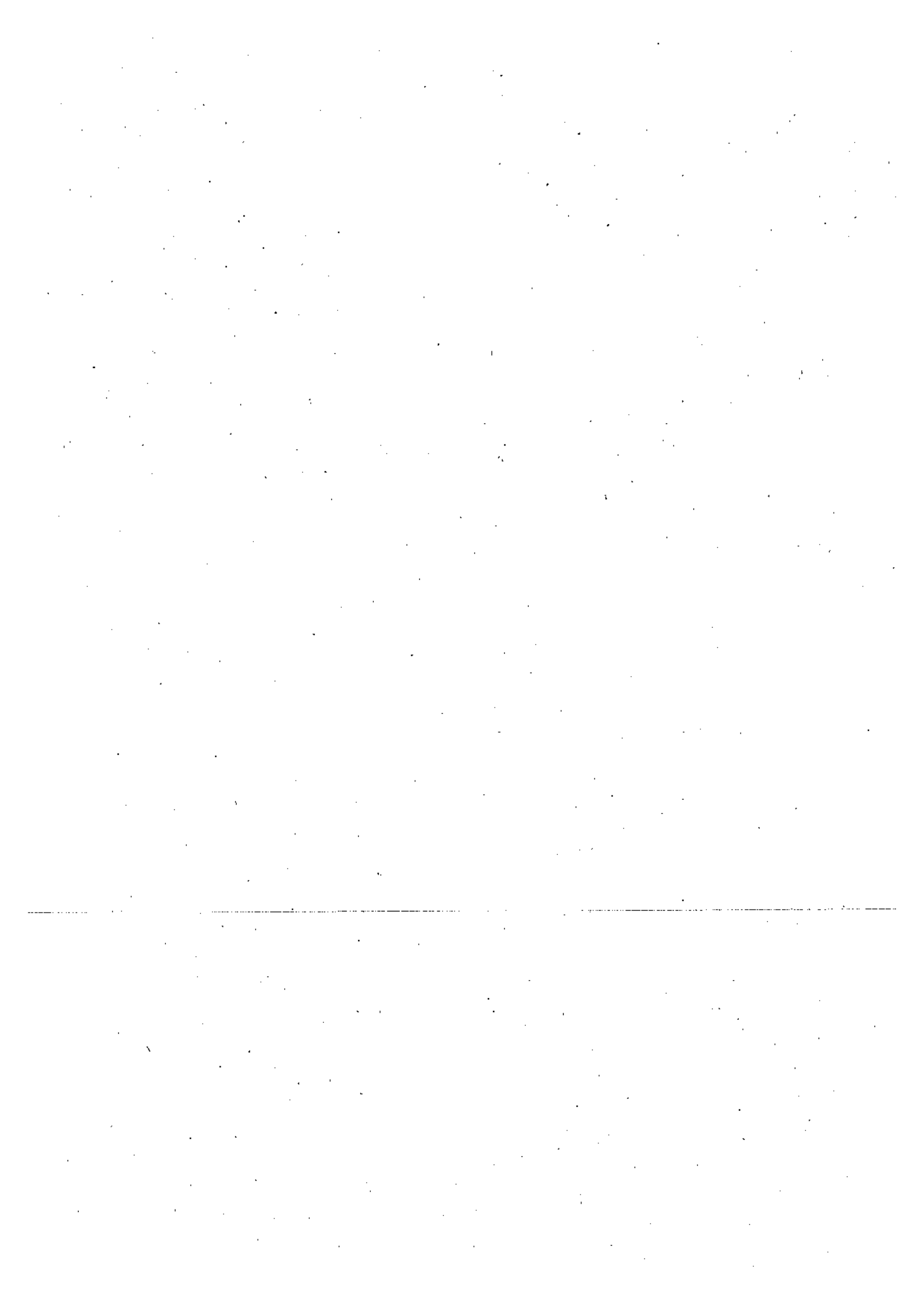
指	標	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 [C]	C/A	C/B	
作付面積	トマト	ha	62	92	62	100.0%	67.4%
	しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	43	122.9	113.2
	ほうれんそう	ha	127	165	132	103.9	80.0
	いちご	ha	12	20	13	108.3	65.0
	だいこん	ha	262	329	244	93.1	74.2
	花き	ha	71	88	74	104.2	84.1
	麦類	ha	204	360	343	168.1	95.3
	豆類	ha	758	1,770	913	120.4	51.6
肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	17,640	101.7	97.5	
生しいたけ生産量	t	577	680	513	88.9	75.4	
農産物直売施設	カ所	18	29	47	261.1	162.1	

キ いわき地方

指 標	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 [C]	C/A	C/B
作付面積 大豆	ha 128	612	126	98.4%	20.6%
トマト	ha 18	30	18	100.0	60.0
ねぎ	ha 156	262	159	101.9	60.7
さやいんげん	ha 75	77	67	89.3	87.0
いちじく	ha 19	25	18	94.7	72.0
シクラメン	ha 3	6	2	66.7	33.3
きく	ha 9	9	7	77.8	77.8
栽培面積 いちじく	ha 8	15	8	100.0	53.3
菌茸生産量 エリンギ	t 120	180	240	200.0	133.3
大豆用乾燥・調製施設	カ所 0	2	0	—	—
農産物加工施設	カ所 1	8	6	600.0	75.0
農産物直売施設	カ所 11	21	26	236.4	123.8

※ 地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。

### **Ⅲ 農業及び農村の振興に 関して講じた施策**





# 1 「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の展開

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標を達成するため、農業者や地域の意見を幅広く聞くとともに、本計画の進行管理を行いながら、関係者が一丸となって新しい運動を展開することとしています。

この運動を展開するため、市町村、農業関係団体、消費者団体及び県などを構成員とする、「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動推進本部」を、県域及び7つの地方に設置し、重点的に取り組むべき施策を展開しました。

## 「みんなで創る農業・農村3A運動」において重点的に取り組むべき施策 (平成13～17年度の前期5年間)

### ◎最重点施策「環境と調和した園芸産地の育成・振興」

#### ○重点施策

##### 1 意欲ある担い手の育成

- 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保
- 女性・高齢農業者の活動促進
- 農業経営の法人化の促進

##### 2 地域特性を生かした農業の振興

- 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興
- 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開
- 他産業への展開等、アグリビジネスによる農業経営の発展

##### 3 県産農産物の消費拡大

- 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給
- 流通の合理化推進及び食品産業との連携強化
- 県産農産物の県内外への積極的なPR

##### 4 環境と調和した農業の推進

- 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進
- 「福島県農林業有機性資源循環利用計画」の策定による家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

##### 5 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化

- 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止
- 特色ある立地条件を生かした農業の推進
- 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

## 2 環境と調和した園芸産地の育成・振興

### (1) 園芸産地の育成に向けた取組み

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の目標年（平成22年）においては、園芸作物の大幅な生産拡大を推進し、農業産出額の最も高いシェア（目標年次のシェア：37.6%、平成13年現況値：34.5%）を占めることにより、農業産出額3,600億円を達成することが目標となっています。

このため、消費者を含めた関係機関・団体に構成される「ふくしま21園芸特産推進本部」を組織し、園芸特産作物の生産拡大に係る関係者の意識統一や、園芸作物等の振興拡大を図るための運動である「園芸ふくしま21パワーアップ運動」と麦・大豆の生産振興を図るための「ふくしま麦大豆3アップ運動」を一体的に取り組んでいます。

平成14年度においては、県内177の産地で作成した「園芸特産産地強化プログラム」の実践を促進するため、県内7つの地方推進本部において推進大会を開催し、地方の特色ある産地づくりに努めました。

今後とも、産地ごとに抱える様々な課題を解決しながら、各々の地域特性を踏まえた、実効ある取組みを図ることが重要です。

### (2) 環境にやさしい園芸の推進

園芸作物の生産においては、収量の確保や病害虫の防除などにより生産性を高めるため、従来より化学肥料、化学農薬が使われてきましたが、自然環境に対する負荷をできるだけ軽減し、たい肥などによる土づくりと、化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式の導入を促進しながら産地の維持・発展を図る、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に沿って、エコファーマーの育成に努めています。

平成15年3月末時点では、446人のエコファーマーが認定され、作物ごとにみると、30作物、延べ641件となっておりますが、9割以上が野菜、果樹の園芸作物によって認定されています。

これは、野菜、果樹の生産組合等において、消費者への信頼を高める取組みの一つとして、持続性の高い農業生産方式の導入が促進されていることによるものです。

●産地としての組織的取組みによりエコファーマーに認定された事例

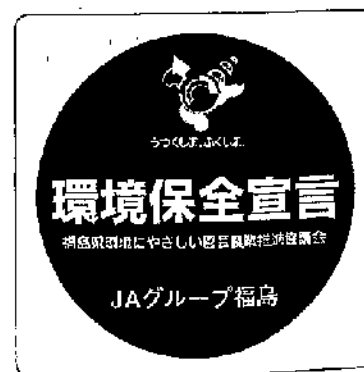
平成15年5月末現在

地 方	組 織 名 称
県 北	ふくしまフルーツ元気会 国見ハイフルーツ組合 国見ぼかし組合
県 中	J A郡山市野菜部会 湖南支部 逢瀬夢倶楽部（自然にやさしい農業を考える会） J Aあぶくま石川きゅうり部会玉川支部 J Aあぶくま石川トマト部会玉川支部 パリットやおや市（直売所）
会 津	J Aあいづ湊トマト部会 J Aあいづ猪苗代トマト部会 J A会津みどりトマト専門部会坂下支部
相 双	J Aそうま梨部会小高支部 J Aふたば平坦地野菜生産部会ミニトマト班 J Aふたば平坦地野菜部会ハウレンソウ班
い わ き	J Aいわき市ハウス部菊田支部

また、「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」を設立し、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「『環境保全宣言』統一マーク」を付与し、流通促進を図ってきました。

平成14年度の同剤の利用面積は、もも、なし、りんご合わせて県内で約2,300ha、全栽培面積の約52%まで普及し、このマークを付与した果実の出荷数量も、ももを中心として、りんごやなしと合わせて約22千トンとなっています。

今後とも、農産物の安全性に対する消費者ニーズに応えながら、環境に配慮して生産された農産物の積極的PRに努め、本県園芸作物の認知度アップ、市場シェアの拡大を図って行くことが必要です。



「環境保全宣言」統一マーク

### 3 意欲ある担い手の育成

#### (1) 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者の育成については、本県農業を担う経営体を確保するため、極めて重要な施策となっています。

平成14年度においては、市町村ごとに設置された「市町村経営改善支援センター」が行う活動等を支援するとともに、経営改善のため、積極的な支援を実施しました。

その結果、認定農業者数は、平成15年7月末日現在で、前年同期比272人増の5,197人（速報値：目標8,300人の62.6%）となりました。

#### ●「意欲ある農業者の経営改善」推進運動の実施

意欲ある農業者が、自らの経営改善の手段の一つとして、認定農業者、エコファーマーなどの各種の認定制度を積極的に取り入れながら、効率的かつ安定的な農業経営の展開が図ることができるよう、農業経営改善支援センター等と連携し、経営感覚に優れた農業者の育成を推進する運動を、平成14年度から展開している。

#### ～須賀川地域における取組事例～

市町村経営改善支援センターと連携し、経営改善のための支援が必要となっている農業者に対し、プロフェッショナル農業経営講座の開催や負債解消のための経営改善のための支援を重点的に行い、平成14年度では、84名の認定農業者が育成された。

また、須賀川市の認定農業者で構成される「須賀川市認定農業者会」においては、各会員が日頃から考えている地域農業の将来像について研究・検討を行うため「明日の農業を創造する会」を組織し、自らの農業経営や地域振興に活かす取り組みを行っている。

また、地域農業を担う多様な担い手を育成する観点から、一つの集落の範囲にこだわらない一定の地域を範囲として、営農組織を主体とした「地域営農システム」の構築にも力を入れています。

地域営農システムにより、農用地の連担化による作業の効率化、地域農業の担い手の安定確保、合理的な土地・水の利用などの面で効果が発揮されています。

特に、本県農業の太宗を占める水田農業においては、それぞれの地域の条件等を踏まえ、認定農業者等への水田利用の集積等による経営規模の拡大や地域営農システムの構築による合理的な水田利用を進めていく必要があります。

## ●地域営農システムの取組み事例 ～福島北部地区～

### 「県営ほ場整備事業を契機とする果樹産地の水田農業の再編」

福島北部地区は、総農家戸数1,062戸（うち、専業農家の割合は17%）、耕地面積994ha（うち樹園地578ha）の地域であり、果樹を経営の主体とする農業者は果樹による個別経営であったが、水田農業においても、各人が小型機械を所有しての個別経営であり、効率的な水田利用が課題となっていた。

このような状況のなかで、普及・指導機関（県、市、JA、土地改良区）が連携し、ほ場整備事業を契機として、水田農業の担い手を発掘し（第1段階）、次いで、営農の中心となる2つの機械利用組合を育成し（第2段階）、さらに、農地の利用調整を促進するための水田営農改善組合へ誘導する（第3段階）という過程により、地域営農システムの構築に努めた。

この結果、水稻直播栽培の導入、転作そばの団地化により水田利用の高度化が促進されるとともに、果樹経営の安定化が図られてきた。

今後は、水稻直播栽培、転作そば、水稻移植栽培のブロックローテーションにより、土地利用調整機能の強化を促進していくこととしている。

また、次代の本県農業・農村を担う新規就農者の育成・確保は、極めて重要な課題であり、「福島県就農促進方針（平成7年4月策定）」に基づき、各種就農支援施策を「福島県青年農業者等育成センター」を核として展開しました。

また、福島県立農業短期大学校において、次代を担う農業者及び地域農業指導者の養成に努めました。

今後とも、本県農業が生産力を発揮し、持続的に発展していくため、認定農業者や新規就農者等意欲ある担い手の育成確保を推進する必要があります。

## (2) 女性・高齢農業者の活動促進

女性農業者の活動支援については、農林水産業や農山漁村において、男女が共に自らの能力を発揮し責任を分かち合うことができるライフスタイルの実現を推進するため、「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」を策定しました。

この計画の推進のため、平成14年度においては、「ふくしま農山漁村男女共同参画推進大会」の開催（平成14年10月、いわき市）や、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」第二期の開講など、様々な取組みを展開しました。

## ●「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の理念と目標

### 【基本理念】

農林水産業に携わる男女が、互いにその人権を尊重し、自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、共に参画し活力ある農山漁村

### 【基本目標】

- 1 農林水産業に携わる女性の能力向上
- 2 男女が能力を生かし、生き生きと働ける環境づくり
- 3 農山漁村地域における男女共同参画の拡大

## ●女性農業者の活動事例

### ～「ピンクのつなぎ」～

西会津町で平成12年に結成された女性グループ「ピンクのつなぎ」は、全会員が女性で、14名中10名は県農業短大で大型トラクターの免許を取得し、今まで男の仕事とされていた機械作業の分野を担当するようになった。今では、水田や畑でトラクターを操るピンク色のつなぎ姿は、地域内ですっかり定着してきた。

ともすれば、農業経営や農作業において補助的な役割が多かった農村女性が、経営や農作業の中心的な役割を担うこととなり、大きな注目を集めている。

### ～「菜こそ来てこそ市生産・加工グループ」～

いわき市の生活研究グループ「菜こそ来てこそ市生産・加工グループ」は、毎週日曜日に朝市を開き生鮮野菜を提供しているほか、平成12年3月には農産加工直売所を開設し、柏もちや完熟みそなどを製造・販売して売上を伸ばし、農家の女性による起業として、平成13年度県農業賞・農村女性活動部門を受賞した。

このグループは、一層の事業拡大を図るため、加工商品ごとの生産原価の把握や施設の効率的利用等に取り組んでいる。

## ●女性の認定農業者の育成状況

	平成11年	平成22年(目標)	平成14年度	14/11	14/22
女性の認定農業者数	76人	830人	130人	171%	15.7%

### (3) 農業経営の法人化の促進

認定農業者等を中心に、農業経営体の発展段階に応じた農業生産法人への誘導を図るため、法人志向農業者等を対象にしたアグリビジネススクールの開講や、法人設立のためのコンサルティング、県内の農業法人による「うつくしま・ふくしま農業法人協会」の活動支援等に取り組み、168の農業生産法人が県内で育成されています。

## ●農業生産法人の育成状況

	平成11年	平成22年(目標)	平成14年度	14/11	14/22
農業生産法人数	128	360	168	132%	46.9%

また、中山間地域などの農業の担い手が不足している地域において、個別農家に代わり地域の農業生産を担う「特定農業法人」の設立の動きが見られます。県内では、平成11年に昭和村で「(有)グリーンファーム」、平成15年に原町市で「(有)高ライスセンター」が設立されました。

今後とも、安定した農業経営が継続、継承されるよう、農業経営の発展段階に応じ、農業経営の法人化を促進する必要があります。

## 4 地域特性を生かした農業の振興

### (1) 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興

全国的にみても多様な地域特性を持つ本県は、自然や地域の様々な条件を巧みに活用した多彩な農業を振興することが重要です。

このため、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地方の特性にあった推進施策を展開しました。

#### ア 米(稲作)

本県農業の基幹である稲作については、今後の稲作振興の基本となる「福島県稲作振興方針」を策定し、本県が育成した新品種「ふくみらい」の振興等を含む、稲作振興施策の新たな展開を図りました。

### ●「福島県稲作振興方針」の目指すべき本県稲作の方向

- ・ 計画的な米の生産に努めるとともに、「低コスト生産と収益性の高い安定した経営の展開」「地域の特色を生かした米づくりの推進」、「『福島の米』の商品力向上と消費拡大」実現する。
- ・ 本県の稲作において育成しようとする大規模稲作経営体は、平成22年度までに、1,000経営体とする。

#### 【育成する大規模稲作経営体の具体像】

- ア 経営規模 30～100ha (作業受託、大豆等土地利用型作物を含む)
- イ 労働時間 13時間/10a
- ウ 全額算入生産費 12,000円/60kg

特に、「ふくみらい」は平成14年から一般栽培が始まり、栽培農家戸数は約900戸、作付面積は約500ヘクタールとなり、栽培に関する現地検討会を開催するなどの安定生産に向けた指導と生産者の努力の結果、品質も良く、県内でも人気の高い品種となり、今後の生産拡大が期待されています。

また、年々、需給状況が厳しくなる米の生産調整については、水田の有する生産力を最大限に生かし、米から他作物への有効な転換を図るよう、「水田農業確立対策推進事業」等を効果的に実施しました。県全体の生産調整目標に対する実施面積の達成率は、92.5%（平成14年度実績）となっています

今後、国の「米政策改革大綱」に沿って米の需給調整や流通体系の改革が進められるなかで、水田農業を中心とした地域農業の再構築に向け、地域ごとに「地域水田農業ビジョン」を策定し、その推進を図ることが重要です。

#### イ 麦・大豆・そば

土地利用型の代表的作物として期待される「麦・大豆・そば」については、実需者ニーズにいかに対応していくかが、生産振興の大きなカギとなることから、生産側と実需側等との話し合いの場づくりを積極的に行いました。

大豆については、抗ガン作用や骨粗しょう症予防などに優れるとされる機能性成分「イソフラボン」を従来の品種より多く含む「ふくいぶき」と高冷地の早生品種として期待される「おおすず」を、小麦については、パン加工に適する「ゆきちから」を県の奨励品種として採用し、普及を図ることとしました。

また、地域づくりの柱としても期待されている「そば」については、特に製麺加工及び飲食業への展開等も視野に入れた付加価値の高いそばづくりが行われるよう、地域振興と一体となった支援を展開しました。

今後は、実需者の需要に応えられる麦・大豆生産のため、作付けの団地化や品質の向上に努めるとともに、「そば」の一層の需要拡大が図られるよう、本県に適した特色ある優良系統の選抜に取り組んでいます。

#### ウ 野菜

野菜については、年々、国際的な販売競争の激化が見られるため、本県の地域特性にあった安定生産と周年生産等に向け、多様な施策を展開しました。

また、近年の輸入野菜の急増により、野菜産地が極めて厳しい局面に立たされているため、生産・流通の各段階での取組み計画である「産地改革計画」を17の産地において策定し、野菜の高付加価値化、低コスト化、契約栽培の推進に取り組むこととなりました。平成15年度当初までに、おおむね50の産地で同計画を策定することとしています。

野菜は品目や作型が多く、個々の野菜産地が抱える課題も多様であることから、



きゅうり、トマト、いちごなどの労働集約型野菜と、だいこん、キャベツなどの土地利用型野菜とのバランスのとれた野菜産地（やさいランドふくしま）の育成を図るため、「園芸ふくしま21パワーアップ運動」による「園芸特産産地強化プログラム」や「産地改革計画」に基づき、より実効性の高い振興施策の展開が必要です。

## エ 果樹

果樹については、本県の恵まれた立地条件を生かしながら、商品性の高い果実生産の増大を図り、「果樹王国ふくしま」の地位を確固とするため、①本県に適したオリジナル品種の育成・普及、②品種構成の適正化推進、③環境にやさしい生産方式の普及、④施設化や光センサー選果システムの導入推進等の施策を展開しました。

今後とも、消費者ニーズをよりの確にとらえ、「消費者に信頼される売れる商品」としての果実生産を進めるため、前述のプログラムに基づき、振興対策を効果的に展開する必要があります。

### ●光センサーによる果物出荷実績（平成14年）

もも：15,450 t、りんご：4,523 t、日本なし：7,468 t、かき：62 t

## オ 花き

花きについては、輸入の増大や花き市場の大型化等の情勢変化に対応できる、多様な地域特性を生かした産地を育成し、「花咲く“ふくしまブランド”」の確立を目指した各種施策を実施しました。

県では、「福島県花き優良品種普及推進協議会」を設置し、県のオリジナル普及品種を定め、県内数ヵ所の普及拠点ほを設置しながら生産拡大に努めるとともに、農業団体と連携し、東京都内での販売対策会議を開催するなど、消費拡大のためのPR活動を実施しました。

特に、本県の主要な切り花のひとつである「りんどう」については、平成12年に県が育成した「ふくしまかれん」約41万本が京浜地方を中心に出荷されるとともに、平成14年3月に「ふくしまさやか」「ふくしまみやび」の2品種を育成し、品種登録の出願を行いました。

今後、県内の多様な地域条件を生かした産地の育成を図るとともに、オリジナル品種育成を契機として本県産花きPRに努め、さらなる普及拡大につなげていくことが重要です。

## ●園芸特産産地強化プログラムによる活動結果の概況

部 門	生産額（億円）		栽培面積（ha）		施設面積（ha）	
	11年	14年	11年	14年	11年	14年
野 菜	235	220	2,449	2,487	801	809
果 樹	161	142	5,445	5,236	43	45
花 き	40	42	348	374	158	152
麦	1	1	243	453	—	—
大 豆	1	2	701	969	—	—
そ ば	2	3	3,193	3,030	—	—
葉 た ば こ	45	43	1,050	939	—	—

※ 県内177の産地で策定した「園芸特産産地強化プログラム」の合計値

## ●部門ごとの特徴

### 【野菜】

県北地方の果菜類や葉菜類を中心に、19産地で新規栽培者が75名増加し、さらに17産地では1戸当たりの規模拡大が進んだことなどから、栽培面積は38ha増加した。

特にアスパラガスでは、会津地方において、自動結束機の導入により出荷作業が省力化されたことから経営規模が拡大し、栽培面積が31ha増加した。

施設栽培面積については、県南地方では低コスト耐候性ハウスが導入されるとともに、トマトやイチゴでは養液栽培システムが導入され、これらの産地の生産が拡大している。

さらに、キュウリ、さやいんげんでは、防虫ネット栽培の効果が確認され、会津地方で22戸の農家が設置したほか、平成15年には大幅な設置増加が期待される。

### 【果樹】

性フェロモンの利用面積は順調に拡大しており、減農薬栽培を目指すエコファーマーも184名認定された。

### 【花き】

トルコギキョウやリンドウを中心に、新規栽培者が32名増加し、栽培面積は26ha、販売額は2億円増加した。

### 【特産作物等】

麦、大豆では、新たに21の団地が育成され、生産組織も組織されるなど、生産拡大の基盤が整備された結果、麦で210ha、大豆で268haの面積増加となった。

また、相双地方では、麦の品種「シュンライ」「きぬあずま」が約180haに拡大した。

## カ 工芸農作物及び養蚕

工芸農作物及び養蚕については、生産性の向上を柱とした振興施策を実施しながら、経営の安定に向けた指導支援を行いました。

これらの作物については、実需者ニーズへの的確に対応できる産地づくりに努めていくとともに、新たな用途の開発など、様々な観点から需要の喚起を図る必要があります。

### ●天蚕繭化粧品の開発

蚕の繭からとれる絹糸は、絹タンパク質から出来ており、人体に影響が少ないことから、これまでの衣料原料以外に医薬品や化粧品などへの活用が期待され、一部は既に実用化されている。

天蚕（てんさん）（「ヤマユ」とも言われる日本固有の種類）の絹糸は、従来は高級衣料用原料としての利用で、他の分野での利用はほとんど見られなかったが、県農業試験場梁川支場において飼育技術を確立するとともに、天蚕繭からフィブロインというタンパク質を抽出する技術と、これを用いた化粧水の製造方法を開発し、県が特許を取得している。

現在、この技術を応用し、紫外線吸収や保湿性などの機能性に着目した化粧品が商品化されているが、フィブロイン等の成分を医療分野へ応用するなど、様々な分野での応用が期待されている。

## キ 畜産

畜産は、米や園芸作物と並ぶ本県農業の基幹作目であり、地域農業を振興していく上で大変重要な位置付けにあることから、畜種ごとに振興施策を展開しました。

乳用牛については、牛群検定への新規加入促進を図るとともに、県畜産試験場に設置している「牛群検定情報分析センター」で分析・加工した各種データを積極的に活用し、農家指導を行いました。さらに、搾乳ロボットの実用化実証に取り組みなど、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現を目指し、酪農家の経営改善対策を推進しました。

肉用牛については、県内の和牛生産の安定及び銘柄「福島牛」の産地づくりのため、繁殖農家及び肥育農家の相互協力による地域内一貫生産体制及び経営内一貫体制を推進するとともに、本県肉用牛の繁殖基盤を強化するため、優良雌子牛の導入・保留を県内中核農家へ奨励し、本県和牛生産農家の育成を図りました。さらに、県の種雄牛である「景東（かげあずま）」が、平成14年6月に産肉能力

検定を終了し、肉量、肉質に非常に優れた全国トップレベルの遺伝能力を有していることから、今後の本県和牛改良の柱となることが期待されています。

なお、BSE対策特別措置法に基づく死亡牛BSE検査については、平成15年4月から全頭検査体制が整いました。

豚については、県畜産試験場において、豚の餌にエゴマを添加することにより、体に良いとされる $\alpha$ -リノレン酸を豚の脂肪に多く含ませることができる生産技術を確立し、農家への普及を推進しました。

高品質肉用鶏のうち「会津地鶏」については、会津地方の特産物としても大きな期待を担っていることから、「うつくしま地鶏生産拡大事業」等により生産拡大を図りました。

一方、飼料自給率の向上と米の生産調整の推進を図るため、稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ用稲）の普及拡大を推進した結果、稲発酵粗飼料の栽培面積は62.3haとなり、35戸の畜産農家に供給しました。

今後は、牛肉の安全・安心の確保を図るため、生産段階において飼料給与履歴を明確にし、その情報を一般消費者に対して提供する、いわゆるトレーサビリティシステムの導入促進が必要です。また、消費者ニーズを的確に捉えた豚肉や「会津地鶏」等高品質肉用鶏の生産拡大をさらに促進する必要があります。

#### ク 菌茸類

菌茸類については、近年、生しいたけ輸入が急増してきたことから、平成14年3月に「福島県しいたけ産地構造改革計画」を策定し、競争力のある産地づくりを推進してきました。

特に平成14年度は、早急に対応が必要な部分である流通段階の改革に取り組み、しいたけ流通拠点の整備を支援することにより、多様化する実需者ニーズへの対応を図りました。

今後は、より安定的な経営体を育成するため、きのこ生産者の経営指導を重点的に展開するとともに、生産施設の整備を推進することにより、産地体制の強化を促進することが必要です。

なお、県産きのこの安全・安心を確保し、消費者へのPRを強化するとともに、新品種の需要の喚起と生産拡大を推進することも重要です。

## (2) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるためには、先端技術や情報技術を活用した農業関連技術の開発を図ることが必須です。

県では、本県農業が社会経済情勢の変化に応じて魅力ある産業として発展できる

よう、本県独自の品種開発に努めてきました。

●本県が独自に開発した主な農作物の新品種

水 稲：「ふくみらい（うるち米）」、「夢の香（酒造好適米）」

いちご：「ふくはる香」、「ふくあや香」

果 実：りんご「ほおずり」

もも「ふくえくぼ」、「はつおとめ」、「ふくおとめ」

ぶどう「あづましずく」

花 き：りんどう「ふくしまかれん」、「ふくしまさやか」、「ふくしまみやび」

オタネニンジン：「かいしゅうさん」

（薬用にんじん）

桑 ：「きぬゆたか」

なめこ：「福島N1号」、「福島N2号」

また、「福島県農林水産業試験研究体制整備計画（平成9年策定）」に沿って試験研究体制の再編整備が進められており、平成15年1月からは「福島県農業総合研究センター（仮称）」の建設に着手しました。

なお、「福島県農業総合研究センター（仮称）」の機能として、「技術開発」「農業者育成支援」「地域農業支援」「環境にやさしい農業の支援」「県民との交流と情報発信」のための機能を整備するため、平成18年4月の開所に向けた準備を進めています。

～「福島県農業総合研究センター（仮称）」の整備概要～

●整備場所 郡山市日和田町高倉

●施設用地 55.6ha

●建物概要

本館施設 9,635㎡（交流棟、管理研究棟）

屋外施設 22,953㎡（温室、調査棟、倉庫）

開放施設 7,333㎡（木造展示温室、水車小屋、展示農園等）

●試験ほ場概要

水田11.6ha、畑11.8ha、貯水池0.2ha、道路等

●開所予定 平成18年4月

さらに、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果及び農業気象に関する情報等を県内の農業者に広く周知するため、平成12年7月にホームページ「うつくしま農林水産情報ネット」を開設しており、平成14年度のアクセス件数は約54千件と、大変多くの方々に利用されています。

今後は、農林水産業を取り巻く情勢を踏まえ、効率的で効果的な試験研究が実施されるよう、第三者による評価結果も十分踏まえながら技術開発の促進を図るとともに、情報システムのより一層の充実に努め、農業者や県民が求める情報提供の充実を図る必要があります。

### (3) アグリビジネスによる農業経営の発展

農業者が「農業」を基本としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、伸長してきています。

また、アグリビジネスの形態が多様多様であることから、個々の経営体に合った指導・支援を展開してきました。

今後は、全国各地で「スローフード運動」が展開されるなどの「食」を巡る社会情勢の変化に対応できるよう、農業経営から発展するアグリビジネスの経営形態の多様化に対応した、きめ細かい支援を図っていく必要があります。

#### ●地域連携型アグリビジネスの展開事例 ～津島活性化グループの活動～

浪江町の津島活性化グループは、平成2年に女性農業者10名で加工品や農産物の販売活動を始めたが、その後、拠点となる直売所の建設や農産物加工施設を導入しながら、地元農産物の調達、遊休農地の活用、イベントの開催などを通じて地域内での連携を進め、地元農産物や加工品の製造・販売、伝統食の加工体験や農作業体験の交流などの事業活動を展開している。

このような活動が評価され、同グループは平成14年度福島県農業賞の農村女性活動部門において県知事賞を受賞した。

## 5 県産農産物の消費拡大

### (1) 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給

現在は、価値観や生活スタイルの多様化が進み、それにつれて消費形態も多様化してきています。

このように変化する消費者ニーズに合った県産農産物を安定的に生産・供給していくため、県域及び地域ごとに戦略作目や基幹作目を設定し、各品目の流通形態に沿った販売戦略を視野に入れながら、大型集出荷施設の整備や出荷規格の統一等の生産販売指導を展開してきました。

今後とも、多様化する消費者ニーズに対応し、各産地において販売戦略を常に見直しながら、安定的に県産農産物を生産・供給していくことのできる、足腰の強い産地体制を作っていくことが必要です。

### ●100%地元産小麦うどんの開発

原町市高地区においては、飼料用大麦からの作付転換により、小麦の栽培が増加していますが、平成14年11月から、自ら栽培した小麦（きぬあずま）を原料として、地元産小麦粉（きぬあずま）を100%使用したうどんを製造し、「多珂うどん」と銘々して販売を始めた。

また、月舘町でも、「月舘ふるさと産品開発企業組合」が、地元産の小麦（きぬあずま）を100%使用したうどん「小手姫うどん」を開発し、町内の飲食店で提供している。

さらに、国見町においては、町・JAが一体となって小麦（アブクマワセ）の普及に努め、JA伊達みらい（国見営農センター）が「あつかし地粉うどん」として、平成13年夏から商品化している。

## (2) 流通の合理化推進及び食品産業との連携強化

### ア 流通の合理化推進

野菜や果実、花き等の青果物については、卸売市場を経由する市場流通が主流となっています。

このため、「福島県卸売市場整備計画」に基づき、県内の卸売市場の整備促進に努めてきましたが、平成14年4月には、「郡山市総合地方卸売市場」がオープンし、生鮮食料品等の流通拠点として機能し始めました。今後も、本計画に基づいた計画的な市場の整備を図る必要があります。

また、食肉については、「福島県食肉流通合理化計画（平成12年2月策定）」に基づき、再編を推進した結果、目標の2ヵ所となりました。

### イ 食品産業との連携強化

本県の食品産業には、地域の産業として活躍している企業が数多くあり、農業は、これらの食品産業へ原料を提供する重要なパートナーとしての役割を担って

います。

食品産業関連業者で構成する「福島県食品産業協議会」においては、食品産業に携わる関連業者の連携強化を図るため、情報交換等を行う「場」の設定に努めるとともに、県北、県中、いわき地方では、食品産業に対して地域農産物に対するアンケート調査及び情報交流会を実施しました。

また、生産者団体や食品関連業の代表者で構成する「福島県フードシステム推進協議会」においては、一昨年より、農業者（県指導農業士等）も協議会の構成員に加え、生の農業者の意見をとり入れることにより、農業者と食品関連産業との連携を強化しました。

今後、「地産地消」の理念も取り入れながら、食品産業を支える関連業界や商品の製造・販売を行う商工業者との連携を深め、より多くの人々に支持されるような「商品づくり」を推進していくことが重要です。

### (3) 県産農産物の県内外への積極的なPR

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目ごとに各々の流通形態に沿って、より高い効果が上がるよう展開しました。

#### ア 米

米については、毎月8日を「ごはんの日」と定め、県内の主要駅で県産のサンプル米を無償で配布するとともに、県内の小中学校において、米飯給食を実施する経費の一部を助成することにより、県産米のより積極的な消費を促進しました。

さらに、本県が独自に開発した新品種「ふくみらい」の販売促進として、「ふくみらい」誕生発表会、飲食店でのPR（ランチdeふくみらい）を実施しました。

また、JR東京駅に福島米の広告看板を設置するとともに、東京で新米試食会を行うなど、全国に向かって福島米の積極的なPRを行いました。

#### イ 青果物

青果物については、全国的に上位のシェアを誇る「もも」をはじめとする果実や旬の野菜等のPR活動として、県外の主要都市で県三役や農業団体の役員等による「トップセールス」を積極的に展開したほか、県産青果物を主に扱う「ふくしまストア」の設置（京浜・京阪神地区）、さらには各種宣伝媒体の活用等、本県青果物のイメージアップと販路の拡大に努めました。

- ・京浜地区トップセールス：平成14年8月1日～2日（知事出席）
- ・北海道地区トップセールス：平成14年7月24日～25日（副知事出席）
- ・京阪神地区トップセールス：平成14年8月8日～9日（出納長出席）



～夏秋期における主要野菜・果実の流通状況～  
(東京都中央卸売市場における本県農産物の占有率)

《野菜》平成14年7～10月

きゅうり：31.7% (全国第1位)、トマト：11.2% (全国第4位)、  
いんげん：55.2% (全国第1位)

《果実》平成14年8～11月

もも：40.0% (全国第1位)、なし(幸水)：21.0% (全国第2位)、  
りんご(ふじ)：2.4% (全国第5位)

ウ 麦・大豆

大豆の需要拡大のためには、「豆腐」「納豆」「味噌」などの商品を生産する加工業者(実需者)との連携が極めて重要であることから、「福島県産大豆」セミナーを開催し、実需者、消費者と生産者の連携を図りました。

また、県や生産者・流通団体等による「福島県麦大豆振興協議会」が中心となり、「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」を作成して県産大豆のPRを行っており、このロゴマークを使用した県産大豆の流通量は、約200トン(平成15年7月現在。県産大豆流通量の約20%)となっています。

さらに、麦についても「『福島県産麦』セミナー」を開催し、加工製品の実物を見ながら、生産者と実需者との連携を図りました。

エ 畜産物

畜産物については、BSEの発生による牛肉の消費低迷が続いたことから、牛肉の消費回復に向けた取組みを中心に展開してきました。

平成14年度においては、「福島牛」の首都圏を中心とした評価を高めるため、首都圏に販売拠点を有する流通・販売業者を対象とした懇談会や共励会を開催するとともに、首都圏の消費者に対しては「産地が見え、生産者の顔が見える福島牛」としてPR活動を展開し、「福島牛」の流通・消費拡大を図りました。

また、県内における「福島牛」の一層の定着・拡大を推進するため、「福島牛販売促進協議会」が行う販売体制強化(指定店の拡大)、情報提供強化等の活動を支援し、県内消費者に直接的な販売活動を通じたPR活動を展開しました。

さらに、牛乳については、引き続き県内産の牛乳を学校給食用として計画的かつ継続的に供給するとともに、牛乳のもつ栄養等に対する正しい知識の普及のため、児童・生徒向けの冊子を作成し、配布しました。



福島県産大豆100%使用  
ロゴマーク

今後とも、「食」と「農」を巡る社会情勢の変化を的確にとらえ、「顔」の見える生産と消費の信頼関係を醸成するため、「地産地消」の理念の下、県内での県産農産物の消費拡大を強力に推進するほか、京浜市場等の国内の主要販売先に本県農産物の知名度を高め、消費行動に結びつく効果的なPR活動を展開していくことが必要です。

## 6 環境と調和した農業の推進

### (1) 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進

農業の持続的発展と環境の保全のためには、「持続性の高い農業生産方式」の導入促進が必須条件となっており、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針（平成12年3月策定）」に基づき、「エコファーマー」の認定を進めてきた結果、平成15年3月末現在で446人と、前年同期の38人に比べて飛躍的に増加しました。

特に、野菜、果樹で認定を受ける農業者が増加しました。

また、農業用使用済プラスチックの適正処理については、「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針（平成9年4月策定）」に基づき、適正処理の推進やリサイクルに対する支援を行いました。その結果、平成14年度の適正処理率は49.5%（平成11年：22%）、リサイクル率は14.1%となりました。今後とも、資源のリサイクルを目指した地域ぐるみでの回収システムの構築を推進する必要があります。

なお、猪苗代湖等湖沼の水質悪化を未然に防止するために制定された「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の保全に関する条例（平成14年3月26日公布）」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量の削減及び稲わら等の有機物の湖沼への流入削減を図るため、水環境にやさしい農業の生産方式の導入を推進しました。

モデル実証ほでの試験結果によると、側条施肥の実施により、田植え前の水田から猪苗代湖への窒素流入量が約4割軽減されることが明らかになったことから、これらの水環境にやさしい農業技術を普及し、水環境に対する負荷の軽減を図る必要があります。

### (2) 「福島県農林業有機性資源循環利用計画」の策定による家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

家畜ふん尿や食品残さ等の有機性資源については、その発生から利用までの一体的な循環利用を推進することを目的とした「福島県農林業有機性資源循環利用計画」を平成15年3月に策定しました。

今後はこの計画に沿って、有機性資源のたい肥、飼料等への利用を一層促進するとともに、バイオガス、液体燃料等のエネルギー的利用など、多面的な利活用に向けた検討が必要です。

なお、家畜排せつ物の適正処理については、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成12年7月策定）」に基づき、畜産農家における処理施設の整備を計画的に推進しています。

しかし「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、家畜ふん尿については、平成16年11月1日から、一定規模以上の畜産業を営む者の適正管理が義務化されることから、家畜排せつ物の適正処理に向け、より一層の推進が必要です。

## 7 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化

### (i) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

農山村が持つ多面的機能は、国土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県土を保全し生活を守る重要な機能を果たしていますが、全耕地面積の約45%が中山間地域に存在するなかで、当該地域の農業生産は、平地に比べて耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど、平坦地に比べて生産条件が不利であり、また、農業の担い手の減少などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が難しい状況になっています。

このような農山村を含む中山間地域の多面的機能を維持・強化するため、農業者が農業生産を維持する協定を結び、農業生産活動や農地の保全などの多面的機能の増進のための活動を推進する「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、平成14年度末では、その取組市町村数は70（前年比+2市町村）、協定数は1,685（前年比+113）、取組面積は14,804ha（前年比+987ha）となりました。

さらに、遊休農地対策総合支援事業等により、市町村等が行う遊休農地活用に向けた取り組みを積極的に支援しました。

今後は、これらの制度等を有効に活用することにより、耕作放棄地等の発生抑制や、活用を推進する必要があります。また、農業農村の整備に当たっては、地域住民との対話を重ねながら、農村に存在する多様な自然環境等に配慮して実施することが重要です。

### ●自然環境保全等に配慮した農業農村整備事業の推進

平成13年3月に策定した「うつくしま農村整備プラン21—福島県第5次土地改良長期計画—」において、今後の事業実施方針の1つとして「自然環境保全等に配慮した事業の推進」を位置づけたことを受け、農業・農村の多面的機能が最大限に維持・発揮されるよう「自然環境保全等に配慮した事業の手引き」を平成14年度に策定し、市町村マスタープランの整備など、今後の農業農村整備事業の円滑な執行に役立てていくこととしている。

### ●自然環境に配慮した事業の実施事例 ～地域用水環境整備事業（天栄村）～

天栄村羽鳥湖地区で実施した水辺環境整備事業は、各種の施設が国有保安林内に計画されたことから、立木、根株等の処分が必要となっていたが、これらの処理については、歩道等の舗装材や雑草抑制のためのマルチング材として活用し、資源として再利用しながら、自然環境の保全に努めた。

## (2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、気象条件に合った野菜や花きなどの新規作物の導入により、高収益・高付加価値型農業の展開を支援しました。

### ●高収益・高付加価値型農業の展開事例

#### 飯舘村

花き、野菜、特別栽培米、新規作物（うめ、いちご）の振興、飯舘村産のそばを利用した蕎麦焼酎の製品化等、特産品の開発などを支援することにより、村内に点在していた産地直売施設の活性化が図られるとともに、地元産そばを100%使用した蕎麦焼酎の商品化などが図られた。

#### 三島町

会津地鶏の生産方法の確立や普及啓発活動を行うことにより、会津地鶏の生産管理方法及び飼料供給内容等の基礎データの蓄積を図るとともに、会津地鶏の振興を契機とした地域活性化につなげることができた。

また、会津桐の造成試験・研究により、貴重な会津桐を活用した文化伝承の意識向上が図られた。

また、地域住民の意見や創意を取り入れた「むらづくり計画」に基づく、地域活性化を目的とした各種施策の展開を支援しました。

### ●「むらづくり計画」に基づく地域活性化に向けた取り組み事例

#### いわき市

交流人口の拡大と多様な担い手育成のため、観光いちご園を設置するとともに、女性・高齢農業者の地域営農参画促進のための直売所を設置した。

#### 原町市

担い手の農業経営の充実を図るとともに、これら担い手と女性・高齢農業者が連携しながら、新たな分野で活躍できる仕組みづくりを行った。

今後とも、本県の太宗を占める中山間地域の活性化は、県土の均衡ある発展には不可欠であることから、特色ある立地条件を生かした農業を、関係機関が連携して推進していくことが必要です。

### (3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色ある地域資源を活用し、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化による地域活性化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

特に、グリーン・ツーリズムについては、農業・農村に対する都市住民の理解の促進や農村の活性化に大きく貢献することから、その推進に向けて積極的な施策展開を行ってきました。

グリーン・ツーリズムの全県的推進組織として「福島県グリーン・ツーリズム促進協議会」が平成11年4月に設立されるとともに、地方でも県南、会津、南会津、相双の4地域で推進協議会が設立され、地方の特性を活かした取り組みがなされています。

さらに、市町村段階においても、平成15年5月現在で、公的推進組織が26、民間主体の推進組織が44設立されています。

また、グリーン・ツーリズムに取り組む地域のリーダーとして期待されている「グリーン・ツーリズムコーディネーター」は、平成11年度から14年度までに計70名が養成されました。

この他、都市と農村との交流に必要な施設整備などを支援するとともに、農家民宿、レストラン等の開業、運営の方法等を掲載した「都市農村交流マニュアル」を作成するなど、きめ細かい対応を図ってきました。

この結果、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、延べ204,540人（平

成14年1月～12月) となっています。

今後は、社会経済情勢の変化に的確に対応した多様な形態のグリーン・ツーリズムの推進が求められることから、地域の創意工夫が活かされる施策展開が必要です。

### ●グリーン・ツーリズムの取組み事例

#### ～喜多方市「グリーン・ツーリズムのまち宣言」～

喜多方市では、グリーン・ツーリズムを、農林業をはじめとする産業の振興と地域の活性化を図るための重要な施策と位置づけ、積極的かつ長期的に取り組むため、「グリーン・ツーリズムのまち宣言」を行った。

「市民は、喜多方の良さを全国に発信し、訪れる方々との『心の交流』を理念として、主体性を持ってグリーン・ツーリズムに取り組む、地域の伝統・文化の継承と発展に努めるとともに農業をはじめとする産業の振興を図る」こととし、グリーン・ツーリズムを全市的な取り組みとして発展させることが宣言文の主な内容となっている。

同市のグリーン・ツーリズムは、平成10年から市内熊倉地域で取り組みが行われ、現在、修学旅行などで訪れる首都圏の中学生を中心に、年間約4,000名が訪れている。

## 用語解説

### アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動

### インショップ

ショップ・イン・ショップの略。百貨店やショッピングセンター内の専門店、アンテナショップ（新商品のヒントなどを得るため、実験的に運用する店舗）のこと

### エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、県が認定した農業者の愛称。

### 牛群検定

乳用雌牛ごとの泌乳量や、乳成分等を測定することにより、牛の能力を把握すること。これらのデータを用い、乳用牛の飼養管理に役立てる。

### 耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地とは、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年間に耕作の意志がない土地であり、遊休農地は、耕作放棄地のほか、いわゆる「不作付け」という、現在は作物の栽培を行っていないものの、今後数年間に耕作する意志のある土地などを加えた農地をいう。

### 米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

### 作型

作物栽培は、夏獲り、冬獲り、促成栽培など、栽培する時期、栽培方法が数多く存在するが、それらを総称して作型という。

### 搾乳ロボット

通常、1つのロボット（搾乳用の部屋）に一頭分の搾乳ユニットが備えられており、牛が自らロボットに入り、全自動で搾乳を行うシステム。

## 産地改革計画

国の「野菜構造改革対策」に基づき、輸入野菜の急増に対応しながら、輸入野菜との競争に打ち勝つ競争力のある野菜産地を育成するため、産地ごとに作成する計画。産地ごとの取組み方向に応じ「低コスト化タイプ」「契約取引推進タイプ」「高付加価値化タイプ」があり、農林水産省は、計画を策定した産地について、計画実現のための取組みに対して集中的に支援することとしている。

## 持続性の高い農業生産方式

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法。「エコファーマー」を参照。

## 実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者などがこれにあたる。

## 主業農家

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

## 準主業農家

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家（「販売農家」を参照）。

## JAS法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。

日本農林規格（JAS規格）の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示によって、一般消費者の選択に資することを目的としている。

## 水田農業経営確立対策

米については、需向動向を踏まえて計画的な生産を推進しながら、水稻を作付しない水田においては、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を通じ、米と麦・大豆・飼料作物等を適切に組み合わせた収益性の高い、安定した水田農業経営の確立を目指して実施している対策。

## スローフード運動

イタリアのプラという町からスタートした「食」に関する運動で、単にファストフードに反対するものではなく、①消えてゆくおそれのある伝統的な食材や料理、質の良い食品、酒を守る、②質の良い素材を提供する生産者を守る、③子供達を含め、消費者に味の教育を進めることがテーマとして掲げられ、各地に残る食文化を尊重して将来に伝えていく活動。



## 全額算入生産費

統計用語の「資本利子・地代全額算入生産費」と同意。

全額算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）＝「生産費」＋「支払利子・地代算入生産費」

実際の金銭の収支に、実際の支払いを伴わない自己資本利子、自己資本地代（自己所有の資産相当の価額）を生産に要した費用として算入し、農産物の生産に要した全費用を表している。

生産費	農畜産物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの
支払利子・地代算入生産費	生産費に支払利子及び支払地代を加えた額
資本利子・地代全額算入生産費	支払利子・地代算入生産費に、実際には支払の伴わない自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して加えた額

## 地域水田農業ビジョン

地域の作物戦略、販売戦略、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明確にして、生産対策と経営対策を一体的な実施について、地域の合意のもとに作成される水田農業の将来ビジョン。

## 直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に、直接種子を蒔き、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

## 大区画ほ場

1区画が、1ha以上に整備された農地。

## 団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に隣接する農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態を指す。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業経営確立対策などの各種の施策において推進している。

## 特定農業法人

農業経営基盤強化促進法により創設された制度。

担い手が不足する地域において、地域の合意のもと、農用地の農業的利用を確保していく主体として、「特定農用地利用規定」において指定された農事組合法人や有限会社等の法人のこと。

※ 特定農用地利用規程：特定農業法人に関することを定めた農用地利用規定。

#### 農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得。「農業所得」を参照。

#### 農家所得

農業所得と農外所得の合計。「農業所得」を参照。

#### 農家総所得

農家所得と年金・被贈等の合計。「農業所得」を参照。

#### 農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得	「農家所得」+「年金・被贈等」
農家所得	「農業所得」+「農外所得」
農業所得	農家が、農業生産活動によって得られた所得
農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

#### 農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標となっている。

#### 農業産出額（農業粗生産額）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額。

#### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村の認定を受けた農業者。

#### 農地流動化

農地の貸借等により、農地を高度に利用する意欲、能力のある農業者に農地の利用権を移すこと。

#### 農業経営基盤強化促進事業（による利用権設定）

市町村が、自らの基本構想に基づき、経営規模の拡大、農地の集団化、農地の有効利用などのために、農地法の制約を受けることなく、農地の貸し借り、所有権の移転等を促進することができる事業。

この事業に基づき、認定農業者等、意欲ある農業の担い手に対して、農地の使用収益等の権利を設定することができる。

## 販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家

「準主業農家」：農業所得は主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家

「副業的農家」：65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家

## BSE

牛海綿状脳症と訳される。異常プリオン蛋白質（蛋白質の一種）が、牛の脳など特定の部位に蓄積し、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る病気。

BSEがヒトに感染すると、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）が発症するのではないかという説があるが、その因果関係はまだ明らかにされていない。ただし、英国では、18万頭以上の牛にBSEが発生し、牛の脳や脊髄が食用に供されていたことから、BSEとvCJDの発症には因果関係があるのではないかと言われている。

## 非農業的土地利用

農地は、本来、作物の作付など農業生産を行う土地であるが、市民農園、公園、ビオトープ（野生生物の生息域）など、農業生産活動以外に農地を利用すること。

## ファーマーズマーケット

農産物直売所を指す。「ファーマーズマーケット」という用語はアメリカで生まれたものと推測されるが、近年、直売施設をファーマーズマーケットと称して事業活動を展開している事例がみられる。

## 複合性フェロモン剤

動物の体内から分泌され、交尾など、他の個体に影響する物質（フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された資材。農業を使用することなく害虫の発生を抑制することができる。

## ホールクroppサイレージ

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰めて乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化するホールクroppサイレージという。近年は、米の生産調整とともに、ホールクroppサイレージとして、稲の利用が推進されている。

# 福島県農業・農村振興条例

## 目 次

### 前 文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

##### 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

##### 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

#### 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

### 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくために

は、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と農かて住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率のかつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

## 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

### 第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努

ること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

### 第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の

育成及び確保、農産物の生産出荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村

の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]